

## 速記録

### 平成25年度 淀川水系流域委員会地域委員会 (第1回)

日 時 平成26年 1月23日 (木)

午後 3時00分 開会

午後 5時37分 閉会

場 所 近畿地方整備局 大阪合同庁舎1号館

第1別館2階大会議室

[午後 3時00分 開会]

## 1. 開会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 成宮）

それでは、定刻となりましたので、これより平成25年度淀川水系流域委員会地域委員会の第1回を開催させていただきます。

本日の司会を務めさせていただきます、近畿地方整備局河川計画課の成宮でございます。よろしくお願いいたします。

本日のご出席の委員でございますが、12名中、現在10名ご出席いただいております。平山委員は少し遅れられるようですが、もう間もなく到着されるということでございますので、始めさせていただきます。いずれにいたしましても定足数に達してございますので、委員会として成立していただきますことをご報告いたします。

審議に入ります前に、配付資料の確認及び会議運営に当たってのお願いをさせていただきます。

まず、配付資料ですけれども、「議事次第」、「座席表」、「淀川水系流域委員会地域委員会委員名簿」、資料－1といたしまして「平成25年度淀川水系流域委員会の進め方について（案）」、資料－2といたしまして「平成24年度淀川水系流域委員会の主な意見に対する対応方針（案）」、資料－3といたしまして「淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果説明資料」、参考資料－1といたしまして「平成25年台風18号災害概要」、参考資料－2といたしまして「一般からのご意見」、委員席の方には「平成24年度淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検に関する報告書」ということで分厚い資料を置かせていただいております。すみません、1つ抜けておりました。平成25年11月29日に記者発表しております、由良川と桂川の災害対策に関する記者発表資料でございます。

傍聴の方におかれましては、報告書の方は配布しておりませんが、会場の後方の方に閲覧用に配布させていただきますので、ご活用ください。

以上でございます、過不足等の資料ございましたら事務局までお申しつけください。

それから、参考資料－2の「一般からのご意見」ですが、進捗点検の報告書を公開しています近畿地方整備局のホームページに送付があったものです。本資料につきましては、近畿地方整備局のホームページでも公開しておりますが、流域委員会宛てのご意見でもございましたので、参考資料として配付させていただきます。今後も、こういったご意見の送付があった場合は委員会でアナウンスをさせていただくとともに、ホームページで公開

し、紹介させていただきます。委員各位におかれましては、委員会でのご意見を述べられる際に参考にしていただければと考えております。

続きまして、会議運営に当たってのお願いでございます。発言の記録は、会議の進行に支障を来さない範囲でお願いいたします。会議中における一般傍聴者及び報道関係者の方のご発言は認められておりませんので、ご発言はお控えください。一般傍聴者からのご意見につきましては、委員会の後半でお伺いする時間を設けております。また、近畿地方整備局のホームページや、郵送でもお受けしておりますので、ご活用ください。携帯電話等につきましては電源を切るかマナーモードに設定し、会議中の使用はお控えをお願いします。会議の秩序を乱す行為または妨げとなる行為はしないようお願いいたします。会議の進行に支障を来す行為等があった場合には、傍聴をお断りしたり、退室をお願いしたりする場合がありますので、あらかじめご了承ください。報道関係の方のカメラ撮りはこれまでとさせていただきます。以上、円滑な審議の推進にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事の方に移らせていただきます。中谷委員長、よろしくお願いいたします。

○中谷委員長

それでは、さっそく議事の方進めさせていただきます。

まず、委員の皆様、本日はご苦勞様です。よろしくお願いいたします。

それでは、今ほどありましたように、まず議事の1番目、今年度の淀川水系流域委員会の進め方についてを行います。まず、事務局の方から説明をお願いします。

## 2. 議事

### 1) 今年度の淀川流域委員会の進め方について

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 岩下）

資料といたしましては、A4横の「平成25年度淀川水系流域委員会の進め方について」という一枚ものでございます。昨年度と言いますか今年度の春先に、進め方についてご議論いただきましたけれども、今年度以降の進め方といたしまして、河川管理者につきましては毎年進捗点検を実施して報告書をまとめる、そしてその審議の対象項目につきましては、ある程度絞り込んで、各項目を幅広く点検するというこのために、毎年度審議を河川ごとに分けて、3つに分けて3年ローテーションで実施するという形で進めていきたいと思っております。今年度に当たります1年目につきましては淀川・宇治川・琵琶湖、

そして来年度につきましては木津川の下流・上流、そして3年目につきましては桂川・猪名川という形で、3つに分けて幅広く進捗点検をするという形で進めていきたいと思っております。

そして、今年度につきましては、25年度の進め方といたしましては、先月、12月に現地視察をしていただき、そして、今日に当たります第1回目につきましては治水の進捗点検の結果についてのご意見をいただく、そして2回目につきましては人と川のつながり、そして河川環境の進捗点検の結果についてご意見をいただく、そして3回目につきましては利水・利用・維持管理の進捗点検の結果についてご意見をいただくという形と、あと最終の3回目につきましては全体の進捗点検の結果の意見のとりまとめというところも、その3回目に行いたいと思っております。

以上、今年度、そして来年、再来年の進め方について、以上でございます。

○中谷委員長

説明ありがとうございました。

今ほど説明がありましたように、治水、環境、利用等々そういう切り口もあるわけですが、河川の場合はそれぞれのことかなり密接に関係しますし、進め方としては今説明がありましたように川ごとにそうした観点で見えてはどうかということで、まず今年度に淀川・宇治川・琵琶湖、そして次年度に木津川下流・木津川上流、そして桂川・猪名川と、そういう進め方でいかがでしょうかというご説明でございました。これは昨年度からも少し議論があったところで、こうしたところはこうすべきであろうということです。そして、また今年度進めるに当たっては、本日、第1回目は治水の進捗点検ということになっています。とはいうものの、先ほども言いましたように川のことですから治水をやりつつも環境に関係があったりとかする部分も出てきますので、当然そこら辺は含めての議論をしていけばというふうには思っています。そういうところで、委員の皆様から、今ほど説明があったことについて何かご質問なりご意見がありましたらお伺いいたします。いかがでしょうか。

特に無いようでしたら、こういうふうな形で進めさせていただいて、かなり絞った部分で、ここはもうちょっと関係することがあるよというようなことが出てくれば、そこはそこでまた考えていけばいいかと思っておりますので、今説明があったように、こういうところを基本にして進めさせていただくということにしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、もし何かありましたら、またその都度おっしゃっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2番目、24年度の主な意見に対する対応方針についてということで、資料は2番目です。A3版の横長のが配られておりますので、これについての説明をお願いいたします。

## 2) 前年度指摘事項の対応方針について

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課長 田中）

河川部河川計画課長の田中でございます。座って、説明させていただきます。

それでは、私の方から、先ほど委員長の方からお話しございました、A3の資料、「平成24年度淀川水系流域委員会の主な意見に対する対応方針（案）」と書かせていただいているペーパーについて説明させていただきます。

こちらにつきましては、表をまず見ていただきましたのですが、一番左の方に「地域委員会意見」、そして左から2番目に「専門家委員会意見」ということで、専門家委員会及び地域委員会で昨年度の一番最後の委員会の方で皆様からいただいた意見をとりまとめさせていただきましたが、そちらを各項目ごとに並べさせていたでいるのが左の方になってございます。これらの意見に対して右の方に対応の方を書かせていただいでございまして、右の方の2つに分かれているうちの左側、こちらが「取り組み状況及び平成24年度報告書への反映」というふうに書かせていただいでございまして、基本的には、皆様のお手元に配らせていただいでおります、こちらの平成24年度の分厚い報告書の方に反映させていただいで内容をこちらの右の欄の左の方に書かせていただいでいるという形になってございます。また、右の方につきましては、どうしても24年度の報告書でございまして、その時点ではなかなか対応できなかった部分というのが幾つかございまして、そちらにつきましては今後このような形で対応させていただきたいというふうなことでまとめさせていただいでいるのが、一番右の「今後の対応方針」と書かせていただいでいる部分になってございます。

それでは、表の中についてご説明をさせていただきますが、本日は時間も限られている関係もありまして、幾つか抜粋でご説明の方させていただきます。

まず、皆様方、今見ていただいでいる1ページの資料の一番上を見ていただければと思いますが、危機管理の分野でいただいでいる意見の部分を少し見ていただきたいと思いでます。こちら、2つ意見の方、主な意見としてとりまとめさせていただいでございまして、

2つ目の2番の丸の部分を少し見ていただきたいと思います。進捗点検をする際、会議の開催回数ではなくて参加者の対応も確認することで、会議の効果を多様な視点で測ることができるのではないかと。こちらにつきましては、前回進捗点検いただいた際に、水害に強い地域づくり協議会の開催回数で進捗点検の方をさせていただいたんですけど、いわゆる回数だけではなくて、それが実際にどういう内容だったのかという部分を、いわゆる報告書の方に反映させていくということが大事なんじゃないかというご意見をいただいているところにつきましては、こちら、対応につきましては、一番右の「今後の対応方針」のところに書かせていただいているんですけど、平成24年度の内容でございましたので今回の報告書にはまとめさせていただくことができなかつたんですけど、今後はその協議会を行ったことによる参加者への効果や参加の内容についてアンケート調査等を行いまして把握に努めていきたいという形で、今後、平成25年、26年の報告書に反映させていくように頑張らせていただきたいなというふうにまとめさせていただいております。

また、人と川とのつながりの分野、1ページの一番下の部分でございます。こちらの1番を見ていただければと思いますが、こちら河川レンジャーの活動について昨年度進捗点検をしていただいた際に、実際に河川レンジャーで交流していただいた回数というもので皆様にいろいろと進捗点検のご意見をいただいていたんですけど、いわゆる河川レンジャーの活動というのが何と何をつないだかとか、いわゆる連携した相手がどう変わっていったかとか、そういうのをしっかりと把握するのが大事なんじゃないかというご意見をいただいております。こちらにつきましては、先ほどの右の方の表の、こちらは平成24年度報告書への反映のところに書かせていただいておりますが、今後はもちろんアンケート調査等で把握させていただくよう進めさせていただきますし、また既にこうなっている結果等は今回の報告書の方に盛り込むようにということで作業の方をさせていただいたという形にしてございますので、そういうふうに対応させていただいているというところがございます。

また、続いて1ページめくっていただきまして、2ページの資料を見ていただければと思います。河川環境の分野でいただいた意見でございますが、河川環境のご意見の一番下の部分、5番のところを見ていただければと思います。1つの地点で幾つかの事業が実施されているケースがあるため、事業評価をする際には、事業対象地域に関連し得る複数の事業を地図上で把握し、それら事業の影響も含めて総合的に効果を整理すべきということで、いわゆる環境の観点をするに当たっては、やっぱり場所といいますか、エリアという

のがすごく重要な観点になってくるというふうなことで、それらを地図上で落として、そういう単位で評価した方がいいんじゃないかというご意見をいただいております、こちらにつきましては、右の方の平成24年度報告書への反映の部分を見ていただければと思いますが、河川環境については環境類型区分ごとに別冊で今回とりまとめをさせていただきます。こちらにつきましても皆様の机の上に置かせていただいて、今回、こちらは別冊になって、別綴じになってございますが、このようにとりまとめをさせていただいているという形で対応させていただきます。

また、次のページをめくっていただきまして、少し飛んでしましますが、一番最後6ページを見ていただければと思います。6ページの利用の分野でいただいているご意見でございます。6ページ真ん中のあたり、利用の分野まとめさせていただきます。利用の分野では、小径の整備について、実際に計画の段階から情報を発信していくというプロセスがあれば、管理の段階でも地域の人々との協力がうまく進むのではないかとということで、事業を実施する際のご意見をいただいているというところでございます。このようなご意見につきましては、一番右の「今後の対応方針」のところに書かせていただいておりますが、実際、我々事業を進めていくに当たって、このようなご意見を参考に事業の方をやらせていただきますということでまとめさせていただきます。

このような形で、昨年度皆様方にいただいた意見につきましては、今回の報告書に反映した内容、そして今回の報告書には反映できなかったんですが、今後平成25年、26年の報告書に反映をするように努力していく内容、また事業を実施するに当たって配慮していくということで、いただいた意見を今後反映させていくというふうな内容に分かれた形でとりまとめさせていただきます。

以上、簡単ではございますが、平成24年度の淀川水系流域委員会の主な意見に対する対応方針についてご説明させていただきました。

○中谷委員長

説明ありがとうございます。

今ほど、項目ごとに分類し、その対応方針まで含めて説明をいただいたところです。これに関して、委員の皆様、質問、ご意見等々ございましたら、どうぞご発言ください。

いかがですか。上田委員、どうぞ。

○上田豪委員

上田です。

意見というよりも、ちょっと表記のことで。4ページ、今説明のあったところじゃない、4ページの維持管理のところですけども、樹木の伐採について、「伐採についても市民団体などに委託することによりコスト縮減にもなり、なにより自分で管理をしているという意識にさせることができ、それが今後につながってくるため検討していただきたい」ということですね。ここの「意識にさせることができ」というのは何か、これは私が言った意見やと思うんですけど、上から物を言っただけで市民をそういう扱いにしてるということに読んでしまえるのでね、「意識を持っていただくことができ」とかね、こんな表現に、これはぜひ変えてほしいです。上から物を見て、市民を行政の受益対象という側面だけでしか見てないような表記になってますので、その点お願いしたいなということです。

○中谷委員長

ありがとうございます。確かにそのとおりで、多分周りに住んでて川との関わりがある中で、やっぱりこれは自分たちも何とかせないかんみたいなところから始まるということやと思います。

あと、ちょっと1ページの人と川とのつながりのところで、今指摘いただいたところと良く似た言い回しといいますか、趣旨は、①の河川レンジャーの進捗状況といったときに例えば一体何やということやと思いますので、そこもちょっと工夫していただければと思います。

あと、河川レンジャーさん、この委員の中にも参画いただいていますし、最後のところで、利用の面で、地域委員会の意見として小径整理云々ということがありますが、こういうところに右の対応方針では、いろいろ住民さんも交えて整備していくのに「河川レンジャー制度等既存の枠組みを活用し」というようなところが書かれておりますけども、レンジャーさんの立場として、その辺、何かご意見ありませんでしょうか。今も熱心にさまざまな分野で活動していただけてますし、当然こういうところには多かれ少なかれヒットするところがあるのかなというふうには思っているんですけど。

はい、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

淀川の所長でございます。

河川レンジャーの役割の大きなものの1つに、やはり地域とそういう河川、現地そのものもありますし、そういういろんな施策とか管理とかですね、地域との橋渡し役、コーディネーター役を担っていただくみたいなのも役割の1つにお願いをしておりますので、



なかなか一朝一夕、すぐにできるというわけではございませんけれども、いろんな活動を通じて、そういう橋渡し役のお願いも、一部桂川なんかでございまして、この前もちょっと事例でご報告したように、河川改修なんかの地域の意見を聞くときに一緒に入っていたいて、その意見集約のコーディネーターみたいなのをさせていただいたりとか、それは改修でございまして、管理なんかの分野につきましても、今後そういうようなこともお願いしながらやって参りたいという意味も込めまして、少し書かせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○中谷委員長

ありがとうございます。

他に。上田委員、どうぞ。

○上田豪委員

上田です。

関連ですけど、今、田井中所長の方から住民意見のとりまとめ、あるいは市民との橋渡しということで、桂川の話も出ましたけれども、「改修ですけども」という話があったんですけど、決して「改修ですけども」じゃなしに、川を良くしていくということのためにも河川レンジャーはできたわけですので、市民意見の反映、住民意見の反映する1つの手立てであります。だから、レンジャー活動は、決して川のファンを作るというだけに留まるものじゃないということですね。川を変えていく、環境の再生をしていく、あるいはより治水を効果のあるものにするため、市民水防をどうしていくか、こういうことにどう対応したのかということ是非常に重要な課題やと思います。川はこんなええとこやでということだけではなしに、問題があるから河川レンジャーができたわけですので、そういう意味では、決して「整備の改修のことですけど」という副次的なことじゃなしに、いい川づくりにかかわることをどんどん進めていってほしいなと思います。

その関係で、川と人とのつながりのところの3番に、いい川にしていく整備にどれだけ河川レンジャーが関わったかを新たに指標を設けたらどうかというのが、これに関することなんですけれども、今後の対応方針の中には、アンケート結果やとかいうような形で一番最初のところに1、3、4、5、まとめて今後の対応方針のところに書かれてますけれども、決してアンケート方式とかそういうところだけでは答えが出てこないところで、これについては整備局としてどういう方向性の指標を作ることができるのか、あるいは、

作れないのであれば、それに代わる、ここではこんなことがあった、あんなことがあった  
ということを実例として、1個2個じゃなしに網羅するというようなことも必要なと違  
うかなど。でないと、アンケート結果では、答えにはなっていないように思いましたので、  
ちょっと意見を言わせていただきました。

以上です。

○中谷委員長

ありがとうございます。

今もお話ありましたし、先ほど所長がおっしゃった例も、例えば桂川では具体的に改修  
の工事があるので、そこにも関わって、そこにもというそういう趣旨やと思いますし。今、  
上田委員からお話がありましたように、例えばアンケートだけに限らず、話があったよう  
に幅広い分野で、例えばこの地域はこういうことをされてますよというようなマトリク  
ス的なやつをいっぱい網羅するということで、また何か見えてくることもあるかもしれま  
せんし。

所長、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

そういうのもありまして、ちょっとご紹介はなかったんですけど、平成24年度の報告書  
では、できるだけ項目の後ろに参考資料という形で、関連する、なかなか定量的な指標に  
はしにくいんですけども、今まさに委員長がおっしゃったように今後の参考になるよう  
な事例についてはということで、入れられるところには入れさせていただいて、参考資料  
という形で、今後とも入れられるところについては後ろに参考として入れていきたいとい  
うふうには思っております。

○中谷委員長

ありがとうございます。

今、参考資料とおっしゃいましたが、ただ、今現にやられていることは立派な実績や  
だと思いますので、そこは。例えば、小さな点、そこに限った小さな点であっても、そこ  
はその川のことにとっては大変大事なことがなされてるんやというふうに思いますし、  
そこは実績としてやっぱりきっちり、こんな現象、こんな状態ということを記録していく  
というか、そういうことが大事なかなというふうには思ったりしております。

平山委員、どうぞ。

○平山委員

今のことに関連して、アンケートでは主観的なことしか把握できないと思います。つまり、アンケートに答えた人自分自身が気づいていることしかアンケートには記入されません。そうではなくて、客観的に見て、「この地域には何かが起こり始めた」「協議会や河川レンジャーの活動によって何か議論し始めた」「地域の人がこういうことに目を向け始めた」というようなことが、すぐに変化は出ないと思うんですが、何かが起こったときにそれをキャッチするような体制に今なっていたら良いのではないかと思います。1つ思いつきで言いますと、例えば市町の水害の協議会に関連したことだと、市町の防災関連の行政の部局と連携を取っていけばそういうことがキャッチしやすいのではないかと思います。等が考えられます。今後検討していただけたらと思います。

○中谷委員長

須川委員。

○須川委員

河川レンジャーの役割で、ちょっと話題がいろいろ広がったんですが、もう一度小径の方へ戻させていただきますと、3ページの一番上の左側に、小径について整備された全体延長の話があって、どこが必要かというのに対してチェックしたらどうですかという話を、事前資料をいただきまして説明を受けてたときにお話しさせていただいたことなんですが、そのときに、やっぱり小径といってもみんなイメージが違うという話がありました。それで、その文脈でいうと、河川レンジャーさんが入って、どういうイメージで小径が必要とされているのかというようなことの、そのポイントを明らかにするという作業が重要なんじゃないかなと思います。小径は一例ですけれども。小径のイメージが確定したら、やっぱり評価につなげていくことができるという、そういうフローを明瞭に持つことが重要なんじゃないかな。いろんな役割もちろんあると思いますけど、ちょっと小径に限って整理させていただくと、そういうことかなと思います。

○中谷委員長

はい、どうぞ。

○平山委員

小径の話なんですが、これは私が瀬田川の散策路で実施している活動がまさにそれに当たると思います。ただ、4年、5年続けてきて最近感じていることは、情報共有やつなぐ際に河川レンジャー個人に寄りかかっているものでは継続的になかなか難しく、きっかけとしては河川レンジャーが必要だけれども、今の段階では地域の声や価値観を把握して行

政に伝えるという役目をしているんですけども、ゆくゆくは河川レンジャーみたいな人がいなくても地域の声を把握できるような、人に寄らない仕組み作りというものが大切なんじゃないかなと思います、最近はそのような仕組みということに注目して活動しています。

○中谷委員長

ご意見ありがとうございます。

今出た件に関して河川管理者さんの方から、どうですか、何かあれば。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課長 田中）

いろいろとご意見いただいて、ありがとうございます。実際にどのようにその効果を把握していくのかというのは、一例でアンケートということを示させていただいたんですが、どういう形で把握するのがいいのかというのは我々も試行錯誤のところがありますので、また皆様方といろいろとご意見を伺いながら、いろいろと把握の方法については考えていきたいなというふうに思っております。

○中谷委員長

ありがとうございます。

河川レンジャーに関しては、いろいろアドバイザー委員会的な、そういう別枠の組織もあったりとか、そういうところでの意見とか、今日のこういう場での意見とか、いろいろ参考にしていただいて、取り組みを進めていただければというふうに思います。

はい、どうぞ、上田委員。

○上田豪委員

先ほどアンケートの話が出ましたけれども、3ページの専門家委員会の2ないし5の意見に対する回答が右側の2、5ということで、「まずは河川レンジャー活動のアンケート調査で実態を把握していきます」ということなんですけど、このときのアンケート調査ってちょっと意味がようわからない、先ほどのことも含めてね。参加者に対するアンケート調査という具合に取ったら、この文章がちょっと続かないということがあって。例えば、河川レンジャーの活動の実態調査みたいなやつですね、そういう意味なんじゃないかね、これは。

○中谷委員長

今ご指摘のように、確かにアンケート、誰を対象にということが明確に。

○上田豪委員

河川レンジャーにアンケート調査してますね、してますけど、それは参加者に対するア

ンケート調査というので、それがぱっと思い浮かぶわけですがけれども、そういうことではないように思うんですけどね。先ほどのアンケート調査のところを含めてね。これは、実態がどうあるかということの数値化したやつで検討していきますと、こういうことなんでしょうかね。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

レンジャー制度も今年度で、できてちょうど丸十年になるんでございます。ですので、今、少しレンジャーさん、初代の方とか来ていただいて、座談会なんかもしまして、発足当時の方、それから2回ぐらいさせていただいて、レンジャー制度の現状と課題あるいは今後目指すべき方向みたいなのも座談会でご議論をしていただいたりもしてますし、今後ともレンジャー活動をどうしていくかといういろんなご意見も聞いていく、そういうことも含めて、レンジャー活動全体として方向性をどういうふうにしていくのかというのもこれから大きな課題であるし、今まさに座談会の中でも4つぐらいの 카테고リーに分かれたんですけども、やっぱり現状の課題みたいなのも少しはつきりしてきたところもございまして、そういうのも含めまして、よりよいレンジャー制度にしていくべく、いろんなことをして参りたいと、そういう中で考えて参りたいというようなこととございまして。

○上田豪委員

アンケート調査じゃないわけ、そういう意味か。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

まあ、例としては。

○上田豪委員

アンケート調査がそれらを集約できる言葉ではないと思いますので、今、所長が言われたようなことだと思います。

○中谷委員長

ありがとうございます。

今アンケートというところ、それで行ってますけども、方法はいっぱいあって、アンケートといえども、先ほど平山委員から指摘があったようなことも含めて、いろんなことで状況を把握しながらと、そういうことになろうかと思いますが。

あと、他にいかがでしょうか。亀井委員、どうぞ。

○亀井委員

河川レンジャーの亀井と申します。今レンジャーの方々の意見が出ているので、私も。

私はレンジャーになってまだ2年やっと終わったところなんです、レンジャーの更新の必要性について感じてますのは、後発のレンジャーの方がより一般市民のおっしゃっていることが良く酌み取れる、何を疑問に感じているか、どんな知識を知らないかというのは、何かの事業をやったときに出すアンケートはそのことについてのご意見を聞くだけで、その時に参加された方の数のうちのアンケートが集められるのは限られております。ふだんの活動で両レンジャーとも、良く活動以外に普通に話す中で酌み取れるご意見を集約して、みんなが行政に何を望んでいるか、また行政へ行く中で、みんなに何を伝えれば疑問が解けたり協力を得られたりするかがわかるのが河川レンジャーの位置だと思います。

それと、平山委員が5年手がけた事業の中で、そろそろ一般の方にお渡ししてという気持ちも、5年試行錯誤してこられたので、5年たったレンジャーさんがわかることだと思いますので、ぜひ河川レンジャーの更新の長くやることの大切さと更新することの両方が生かされるように、お願いしたいと思っております。

○中谷委員長

ありがとうございます。

他に、いかがでしょうか。

そうしましたら、時間のこともありますので、まず一旦、ただいまのパートで出た意見をまた見ておいていただいて、いろんな方法を考えつつ、まさに現在進行形の話でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の、議事の3番目になります。いよいよ点検結果というところになります、資料-3ですね、そこの説明をお願いいたします。

### 3) 淀川水系河川整備計画に基づく事業等の進捗点検結果について

#### ・治水

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

淀川の所長でございます、ちょっと前へ行かせていただいて。

まず、治水の方から。資料-3もご覧いただきながら。

治水の項目が1から33までございます。昨年度は、そういう意味で全川をやらさせていただいたので、この33項目全部じゃなくて、この中から数項目を選び出しているいろいろとご説明させていただいたんですが、今回につきましては、この33項目を基本にご説明させていただくんですが、若干幾つかございまして、こういう「作成済み市町村数」とか、あるいは「流域における保水・貯留機能確保の内容・貯留量」と、これはもともと総合治水

として河川整備計画に入っておるものでございまして、この対象が猪名川だけでござい  
ますので、本川であります淀川・宇治川・琵琶湖についてはもともと対象が無いというこ  
とで、こういうものでございまして、あるいは「河川整備計画と都市計画との調整の内  
容」というのも、基本的には総合治水は流域対策としてやりますので、流域のそういう都  
市計画みたいなのと何か調整する内容があればということだったんですが。これも、ある  
意味では、今回は猪名川流域でもなかったんでございますけど。そういうようなやつにつ  
いて、「無し」というやつは一応時間の関係もあって省略をさせていただいて、「有り」  
というやつを中心に説明させていただきます。

ただ、1つだけ、既設ダムにつきましては、例えば川上ダムとか木津川流域にあるダム  
ダムでも、調節をされますと洪水調節量が結局、本川、淀川とかにも効果としてござい  
ますので、ダムについては基本的に全てのダムの状況をご説明させていただくような形で資  
料を作らせていただいております。

次のスライドをお願いします。まず最初が、災害体験者からの災害状況の聞き取り、情  
報発信内容ということで、平成24年度でございまして、8月に京都府南部豪雨、東宇治  
地域を中心に局所的なものすごい雨が降ったと。本川、宇治川自体はそれほど水位は上が  
らなかったようでございますけれども、これで浸水しました宇治市内につきまして、こち  
らにございますように地元の自治会の聞き取りでございまして、痕跡調査を実施して、浸  
水範囲、どれだけのところが浸かったんだとか確認するとともに浸水被害の状況を実証し  
てございまして、今後につきましては、聞き取ったことの状況、そういうので住民ある  
いは自治会の防災意識の向上を確認させていただいたと。今後、引き続き、そういう状況  
についてわかりやすく記録を活用するための聞き取り結果を表現させていただいて、啓発  
活動を進めていく必要があると思っております。平成25年度につきましても、台風18  
号の後、そういうこともさせていただいて、それはまた来年出させていただきます。

次、お願いいたします。次が自治体、水防団、マスメディア等との情報共有のための情  
報基盤整備内容、情報共有団体数ということで、ちょっと数字が見にくいんですが、全体  
がわかるようにということで、全体が103市町村でございます。そのうち48、こちらが情報  
機関の累計数でございまして、1団体増えて47%になってございます。この1団体とい  
うのは枚方市でございまして。平常から、いわゆる堤防の決壊を想定したシミュレーション  
訓練とか総合防災演習、あるいは陸閘の操作訓練を自治体とか水防団と連携して実施をさ  
せていただいております。それで、自治体や水防団と水防連絡会とい

う、出水期前にどういうところを気をつけてくださいよとか、そういう水防連絡会の開催をさせていただいて、連絡体制等について情報交換を行ってございまして。私、台風18号の後、状況について各首長さんに説明に回らせていただいたんですが、そういう中で、向日市さんなんかはインターネットでなかなか情報が取れなかったということで、こういう市町村接続ございますよと申し上げたら。どうも向日市さんは水防団が無いんです、桂川に面してないものですから。それで、そういうことはできないと思っておられたみたいなんですけど、事務的には。そういうことではございませんのでというお話をして、今、覚書の締結の話も進んでますように、今後とも機会に応じて提供できる団体を確実に増やしていけるように、またいろいろとご説明もしていきたいと思っておりますし、避難体制の基盤の支援あるいは情報共有をさらには取り組んでいきたいと思っておりますのでござい

ます。

次のスライドをお願いいたします。次が、まるごとまちごとハザードマップ、浸水実績及び想定看板の設置内容・設置数ということでございまして、全体といたしましては、24年度は宇治市内で12カ所、久御山町で9カ所、摂津市で2カ所、全体といたしまして141カ所に数が増えてございます。ただ、問題点といたしましては、市町村数で言いますと、例えば宇治市なんか70カ所とか、やっぱりそういうところがございまして、設置数といたしましては、見ていただいたらわかりますように、まだ半分っていないということでございまして、着実に進んでございますが、今後さらに関係自治体と連携して、ハザードマップあるいは看板の設置を進めていきたいと思っておりますのでござい

ます。

次のスライドをお願いいたします。次が、災害時要援護者等に配慮した避難勧告・指示の発令基準の明確化、周知体制整備の内容ということで、先ほどお話も出ました水害に強い地域づくり協議会で、24年度は久御山町の西部西林自治会というのと京田辺市の河原区というところをケーススタディにしまして、このようなマイ防災マップを实际作成いたしてございます。その作成過程、こうやって地域の方とまち歩きとかしながら、どうしよう、どうしようという、そういう作成の過程の結果を踏まえまして、他の自治体で実施する研修会、勉強会で活用できるような手順書を作成いたしました。また、琵琶湖につきましては、大津市の田上学区とか上田上学区版ということで、こっちはいわゆる避難判断、あるいは伝達マニュアル、ガイドラインの項目、あるいは解除までの避難の行動手順を考慮した章構成、そういうような発令基準等の検討を行ってございます。今後ともマニュアル作成に向けた検討を進めますし、自治体と連携して進めていくということで、淀川で申し



すと、来週ぐらいに、また長岡京市で作っていききたいみたいなお話が出て、またまち歩きとかそういう検討会もしていこうということで、こういう活動を通じて少しでもそういうのが広がっていくようにして参りたいと思っております。

次のスライドをお願いします。次が、水防団の高齢化に対する支援の内容・講演、出前講座の実施数ということで、24年度につきましては、大阪府立の消防大学校、いわゆる消防団員、消防署員の方を育成するような学校がございますんですけども、そういうところに出向きまして、いわゆる水防工法の指導ですとか、あるいは精華町、これは例でございますけれども、水防工法を指導を職員とかレンジャーさんなんかをお願いしてやっております。それから、出前講座も34回開催をさせていただいております。回数的に言いますと38回ということで、こういう形になってございまして、今後とも啓発活動を一生懸命やるんですが、さらに普及に努めて参りたいと思っております。

次は、災害プログラムの作成内容でございますので、2枚ぐらい前に説明した中身と同じでございますので、省略をさせていただきます。

それから、水害に強い地域づくり協議会の実施内容・開催回数ということで、淀川につきましては、24年度、首長会議を2回、淀川の場合は京都府域と大阪府域という形で会議、ワーキングとか全部できておりますので、上期、下期に2回、それ目指して3回ワーキングをやったり、エリア別の情報交換会をやって、首長会議を1回やるというふうな形でやらさせていただいておりますとともに、防災意識の向上を目的とした研修会を16回やらさせていただいたと。琵琶湖につきましては、琵琶湖の場合はまだ全域全て協議会ができていないわけではございませんので、あるところについて協議会あるいは担当者会議を開催させていただく、未設置の地域では早期設置を図って参りたいと考えているところでございます。

次のスライドをお願いします。ここからがハード対策、いわゆる堤防強化の実施内容でございます。それで、今までは浸透対策と侵食対策を併せてさせていただいてたんですけど、こちらにお示したように、浸透対策というのは川の水が上がってきましたら堤防の中に水がしみ込んでいって弱くなるということで、川の流れている側あるいは裏側でさせていただきます。それに対しまして、浸食対策というのはまさに川の流れが速くなりますので、堤防が削られないようにということでございますので、現在はどちらかというと浸透対策を中心に進めさせていただいて、浸透対策はある程度できておると安全度が一定あるところについては浸食対策もしておく。例えば、桂川なんかですと、浸透対策は全

部できておるんですが、浸食対策はまだ手がついてません。桂川なんかですと、浸食をやる前に、当然安全度が低いので、今は川を掘って、まず川の水を下げる方を優先してやらせていただいています。そういうこともありまして、全体といたしましては、24年度、浸透対策を5km、うち淀川で4.3kmさせていただいて、優先整備区間につきましては全体の94%が完成するなど着実に進めさせていただいております。今年度も、木津川ですと工事15件ぐらい出て、一生懸命やらさせていただいておりますが、31年度を目途に完成できるように今頑張っておるというところでございます。

それから、その次が、逆に、堤防天端以下の侵食対策の実施内容ということでございまして、先ほど言いましたように、浸食対策というのはどちらかというと川の中、裏じゃなくて流れる側に張芝をしたり覆土をしたり、あるいはこういう護岸を浸食対策の、特に流速の速いところは護岸を入れさせていただいているということで、総延長235kmのうち、23年度までに46.7km、24年度は4.3km、これは淀川だけでございますけれども、整備をさせていただいて、今後も引き続き浸食対策に努めて参りたいと思っております。

それから、堤防天端の舗装の実施内容でございますけれども、これも堤防天端を舗装しますと天端から水が浸透しにくくなるということで、ある程度、一定、地域整備と併せまして24年度は1.3km。ただ、こちらにつきましては、今後とも地元と調整を図りながらさせていただいているというようなところでございます。

次をお願いします。次が、上下流バランス、実績降雨、計画降雨における上下流水位の変化内容ということで、24年度につきましては、こちらに少し資料を出させていただいたんですが、現在、河川整備計画では、淀川はいかなる段階においても、いわゆる計画規模以下の洪水に対しては、いわゆる計画高水位以下で安全に流す。その前提の中で、戦後最大降雨であります28年の台風13号、いわゆる戦後最大降雨に対応する河川整備をやりましょうということで、宇治川につきましては塔の島地区で掘削工事をやらさせていただいて、流下能力の無いところの流下能力を上げています。瀬田川につきましては、これと整合を図りながら瀬田川自体を流れ下るような整備をやってございまして、引き続き河床の拡大に努めて参りたいというふうに、やって参りたいと思っております。

同じことが、計画高水位の超過延長になりますと、結局そこがネック地点でございまして、中身的には同じものになってございます。

それから、その次が新設ダムの効果・洪水位低下量ということで、これにつきましては、まずこれが新設ダムでございますので、一応、大戸川ダム、川上ダム、丹生ダム、天ヶ瀬ダ

ム再開発とございまして、今、大戸川ダム、川上ダム、丹生ダムにつきましてはダム検証対象ダムでございますので、鋭意ダム事業の検証を実施しております。その関係で、この3つにつきましては23年度に続きまして、大戸川ダム・川上ダムは付替県道等の工事を実施させていただいてますし、丹生ダムについては既存資料の整理あるいは維持管理を実施しております。ただ、ダム検証ではございません天ヶ瀬ダム再開発につきましては、23年度に引き続き工事用道路の整備を継続実施するとともに、24年度にはトンネル放流設備の建設あるいは橋梁の架替、これはいわゆる白虹橋と申しまして天ヶ瀬ダムの直下にある橋でございますけれども、この橋の架替工事に着手させていただいたところでございます。引き続きダム検証を頑張って実施していきたいと思っております。

それから、その次が、ご意見にもございましたように、これは参考資料で少し入れさせていただいておるんですが、高規格堤防、変わったのが良くわからないということでもございましたので、参考に、多分裏面のところに入っていると思うんですが、今回、高規格堤防につきましては、「堤防が決壊すれば十分な避難時間もなく水面下の土地が浸水する区間」か「建物密集地の建築物が2階まで浸水する」か「破壊力のある氾濫水により沿川の建物密集地に被害が生じる区間」ということで、見直し前は大阪府域全部スーパー堤防、いわゆる高規格堤防の区間でしたんですが、それが、この赤いところが見直し後の整備区間ということになってございます。24年度は、今は2地区で整備をしております、1つが大庭地区でございまして、これは庭窪浄水場が老朽化したので建て替えられてございますので、それに合わせまして15年度から高規格堤防を造らせていただいているのを引き続き実施しておりますのと、大宮地区、これは常翔学園がやはり古くなった学校施設を少し建て直されるのに合わせまして、河川敷、堤防のすぐ近くはバスケットボールコートとかコート類を造られるということもございますので、その辺について22年度から着手してございまして、地盤の改良あるいは高規格堤防の盛土をやらさせていただいていると。整備済み延長は5.28km。暫定完成区間というのは、一部断片的になっておるところもございまして、その整備率は5.9%という形になってございます。着実にできるところから進めてございまして、地元から強い要望がある、あるいはまちづくりとの連携、いわゆる公共施設の建て直し、あるいは学校施設の建て直し、連携がスムーズにできて浸水しない広域避難場所として活用できるなど、地域の防災力に資するところが優先的にやらさせていただいているということで、引き続きやって参りたいと思っております。

その次からが砂防でございまして、砂防については、先にこちらから説明した方がいい

と思うんですけど、来年度、平成25年度をもって水系砂防と申しまして、砂防には水系砂防と地先砂防と2種類がございます。その2種類の違いは、地先砂防というのは、例えば斜面がありまして、下にお宅がありますと、今でも土砂害だとお亡くなりになられるような方がおられるので、まさにそういう被災を防ぐ、あるいはその下が小学校、幼稚園とか老人ホームとかそういうなのを守るのが地先砂防と言われているもので、水系砂防というのはどういうものかと申しますと、水系でそういう土砂が出て参ります。そうすると、それは当然川を流れ下りまして、ダムですとか河川に出水のときによく土砂が溜まっていると思うんですけども、その溜まった土砂をそのたびごとに掻き出すよりは、山を砂防的に土砂の流出を止めた方がいいということで、明治11年から、大戸川流域とそれから木津川で水系砂防をさせていただいてきたんですが、今回の評価対象でございます大戸川流域の水系砂防につきましては、当初予定していた整備が平成25年度に終わりますので、完了するというので、平成24年度につきましては、平成23年度から工事を着手して24年度末で1基を完成させ、新たに1基に着手してございます。ただ、地先砂防はまだまだ、当然お宅があるところでやっていかなきゃいけないところがあるかと思うんですが、これは滋賀県の方が引き続き対応をされていくということで、現在のところ平成25年度末の完成の予定となっております。ですので、多分3年後同じような形でやりますときには、多分整備完了みたいな形でご表現をさせていただくようなことになろうかと思っております。

次、お願いします。次が同じ土砂で、土砂動態のモニタリングとか総合土砂方策の検討内容ということで、平成24年度は、先ほども申しましたように、土砂動態の実態把握のためのモニタリングは継続してございます。ただ、天ヶ瀬ダムでございますけれども、平成24年度末で76%というのと、先ほど申しました8月の南部豪雨で前年度からは4%増ということで、ちょっとここがぴつと上がってございます。ただ、トレンド的に申しますと、最初の10年の、こういう立ったトレンドから申しますと、ここ以降は寝てございまして、そういう傾向に大きな変化は平成24年度の京都府南部豪雨では発生してございませぬ。したがって、堆砂量については今後も監視を行いながらダム機能の維持を行って参ります。ただ、この76%というのが、ダム全体の76%と誤解しやすいので、この76%はあくまで100年間で溜まる堆砂、土砂の量を見込んでおりますので、その76%が溜まっておりますという意味でございます。少し計画堆砂量みたいなのを聞いてたらというようなご意見が、先にやらせていただいた専門家委員会では出てございます。今後とも、助言・指導を得ながら実態把握に努めますし、総合土砂管理方策の検討は引き続き進めて参りたいと

思っております。

次が、既設ダムの効果・洪水位低下量ということで、平成24年度に洪水調節をやったダムが、淀川流域全体で7回、ダムでこういう形で7回洪水調節を行わせていただきました。特に、8月14日のいわゆる京都府南部豪雨のときは、 $990\text{m}^3/\text{s}$  に対し  $830\text{m}^3/\text{s}$  の調整をしましたので、いわゆる最大流入量は990に対して最大流入時の放流量が  $160\text{m}^3/\text{s}$  ですから、 $830\text{m}^3/\text{s}$  逆に言うとカットをさせていただいたので、直下の槇尾山地点では2.1m水位が下がっております。そういう意味で、本川はそれほど上がらなかったんですが、さらに本川の水位を下げましたので、流域に流れ込む、いわゆる宇治川に流れ込む川の水の引きを非常に良くしたというような水位低減に大きく寄与したと。今後とも最大限に活用するよう弾力的な運用に努めて参りますし、後で多分台風18号のときのご説明もあろうかと思うんですけども、あのときですと、日吉ダムですと、嵐山地点で約50cm下げる、京セラドーム37杯分、約4500万立米の水を貯めてピークをずらしてますし、木津川のダム群というのは、木津川自体はそれほど水位が上がらなかったんで、容量に余裕があったので、途中から三川合流点の水位をさらに上げない、あるいは維持する、早く下げるということで、そういう形で5ダム連携して、初めて容量もほぼ使って、何とか大きな破堤とか大きな被害は防いだというようなことでございます。

それから、その次が高潮でございます、橋梁の嵩上げ内容・箇所数ということで、これは計画高水位があるんですけど、計画高水位の下に居る橋梁が3橋梁ございます。1つが43号の伝法大橋、それから阪神なんば線の淀川橋梁、阪神なんば線は難波直通で奈良直通になりましたので、阪神電鉄にお聞きしますと主要線はこちらだそうございまして、これができたので三宮の乗降客が1日1万人増えたというふうに聞いてございます。それから、あと国道2号の淀川大橋。ところが、阪神なんば線の淀川橋梁がピアが36本一番障害率も大きいものですから、架け替えの調査を行うとともに継続して関係機関と調整してございます。また、一部の橋梁で陸閘になってございまして、こちらも、次にご説明しますが、引き続き適切な管理に努めるなど、今後ともやって参りたいというふうに思っております。

次のスライドをお願いします。これがまさに陸閘で、これが2号、これが伝法、これは阪神電鉄のなんば線という形で、全ていわゆる堤防を食い込むような形で橋梁ができてございますので、高潮被害のときにはそれぞれ陸閘という形で閉めます。また、陸閘の閉鎖訓練については淀川だけじゃなくて、大阪府の神崎川あるいは左門殿川筋の陸閘も併せて、

そのあたりの地域の道路をすべて閉鎖して夜間にやらさせていただいて、24年度についても訓練を実施しております。この時に合わせまして陸間の点検等も実施してございまして、毎年水防団なんかもご参加していただいで訓練を実施し、引き続き適切な管理に努めて参りたいと思っております。

その次が、河川管理施設の耐震対策実施内容・箇所数ということで、平成24年度につきましては伝法水門と西島水門という2水門について耐震対策を実施してございます。ただ、淀川大堰、それから瀬田川の洗堰につきましては、それぞれ平成17年あるいは平成21年当時から始めてございまして、ちょうど東日本大震災の後、耐震基準が見直されてございます。ですので、淀川大堰につきましてもそれ以前に耐震補強をした橋梁が何ぽかありまして、そういうところにつきましては新しい基準に沿った耐震補強を継続して検討させていただいているところです。それと、緊急用河川敷道路の整備も着実に実施して、残る水門・樋門のレベル2対応の点検を早急に関連させて、必要な箇所を把握させていただいて、順次進めて参りたいというふうに思っております。

緊急用河川敷道路の様子でございますけれども、全体で69.1kmのうち平成24年度に4.2km、ちょうど1号線のここでございますけれども、もともと緊急用河川敷道路は下流側から1号線あるいは171号線にタッチするところまで整備するという事になっておりまして、約4.2kmを整備させていただいて、平成24年度末では64.7km、順次、緑のところについても残る整備を進めて参りたいというふうに思っております。

その次が、津波の情報提供設備の設置数・設置内容でございますけれども、全部で28、このような形で、どうしてもこちらの堤内地側は騒音とかうるさいというお話もあるんで、川側に向かって、大津波注意報とか大津波警報、いわゆる高潮のときにスピーカーで、そういう警報が出たので堤防におられる方とか河川敷をご利用している方に全て高いところに、いわゆる高水敷から上がっていただくような放送をさせていただくものについて10基整備して、もともと整備計画で予定してた28基全てが平成24年度で完了しているという事でございます。

最後に、当然、津波対策なんですから、陸間につきましては高潮だけじゃなくて津波のときも閉めなきゃいけないので、再掲でございますので説明は省略させていただきます。

非常に雑駁な説明でございましたけれども、以上でございます。

○中谷委員長

説明ありがとうございました。かなりのボリュームのところを説明いただきました。

それでは、順次、ご意見を伺うなりしていきたいのですが、見ていただいている間に、私からちょっと二、三質問させていただいてよろしいでしょうか。資料の順番でいきますと、まるごとまちごとハザードマップで水深なりを示す表示をつけられたということがあるのですが、これは、例えば地元の人も入って避難経路も含めてどういうふうにしたらええかというような議論を重ねた上でつけられたものなのか、ある浸水想定解析結果をもって行政の方でつけられたというか、そこら辺のところを少しお尋ねしたいのと、あと、10ページに堤防の絵が描いてますけど、これは表現だけの問題ですが、絵の方、茶色の堤防の格好が計画堤防高を超えてまだ上に描いてますが、これは余盛りというか、そういうふうなことなのか。本来であれば、堤防は計画堤防高のところまででいいのではないかみたいなことをちょっと。単純に表現の話やと思うのですが。

あと、天ヶ瀬ダムの堆砂の説明をしていただきましたが、天ヶ瀬ダムの湛水区域は確か鹿跳橋の下流ぐらいまで来てたと思うので、例えば所長からも説明がありましたように70何%という数字だけを見ると誤解を生む云々というお話がありました。何か下の空白スペースにダムを含めた縦断的な絵を描いて、今言った湛水区域はここまで、当初の計画の堆砂はそこまで水平に引っ張ってまして、このボリュームからすると埋まっていますよみたいな、そういう表現をしていただくと、より丁寧かなというふうに思っています。さらにつけ加えますと、トレンドとしてはそうなんだろうけれど、一番右端はさっき説明があったようにちょっと立ってますし、この間の台風18号のあの辺の状況を見ますと大戸の水系からかなり供給されておるといようなことも考えられますので、そこら辺はもう実態として調べていただかないと仕方がない話やと思いますので、それはまた毎年注意深く様子を見ていくのかなということになるかと思えます。

今の堆砂の話は別として、初めに申し上げた2点ほどのところはいかがでしょう。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

まず、まるごとまちごとハザードマップでございますけれども、いわゆる水害に強い地域づくり協議会の中で自治体に設置場所をご提供いただいているんです。ですので、個人のお宅とかになかなかつけるって難しいので、今回も例で出していたコミュニティセンターとかですね、今年度は城陽市なんかは小学校とかですね、そういう公共施設、皆さんが避難されてくるところとか、あるいは、いわゆる公共施設に順次つけておりますので、それは逆に言うと、自治体、水害協は各市町村が全部、いわゆるそういう防災関係の部署が入ってございますので、そこをお話をさせていただいてさせていただいているとい

うことで、そういう意味では、よく内水被害を受けられるとかいう自治体は非常にご関心が高いので、やっぱりこういうところにもつけたいという、つけるところありますというお話が出てきているというような形になってございます。

○中谷委員長

ありがとうございます。

ちょっと申し上げたかったのは、実際その標識をくっつけるに至る過程において、確かに今のお話で水害協なりに入っている自治体のところは当然やし、こういう公共施設とか電柱に張りましょうよというのはやり方やと思うんですけど、先ほどあった川と人との結びつきみたいな延長線上で言いますと、何か住民の皆さんがほんまにそういうことまで考えて、そしたらこの地域としてここに付けようかみたいな過程の方も大事やと思うんです。さっきも言うたように、解析の結果ここまで可能性がりますよと、ほな貼るときましようかというよりは、それをわかりつつも、ほんまにその地域でどこを通過して避難したらええんやろうとか、何かそういうことを考えた上で、その一環としてつけようかという、そこら辺の手続があったのかどうかというところをちょっとお尋ねしたかったのです。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

逆に言うと、宇治とかよく浸かっておられるところはやはりそういうお話ありますし、あるいはマイ防災マップなんかは、今回モデル的にやらさせていただいたところなんかは、逆に地元から、そういうのやったらこのこういうところに張ってほしいよとか、あるいは、向きやっただけ、避難する方向やっただけ、をちょっと出してほしいとか、少しそんなお話も、今まさに、逆に言うとマイ防災マップも取り組み始まって徐々にやろうと。例えば、さっきちょっとご紹介した長岡京市なんかは、やっぱり台風18号を踏まえて、一番よく浸水する地区があるそうなんですけど、ぜひそこでそういうことを取り組みたいと。ですので、桂川に全表面してない、もう少し奥側で内水とかでよく浸かる地域があるそうなんです。一番市として気にされているところがあるので、そこでぜひ地域とやりたいというようなお話が出てたりしますので、そういう中でさらに設置場所が増えていけばと。そのときは、当然地域とそういうお話もしているんで、ここがいいとか、ここは貼ってもあんまり意味無いとか多分出てこようかとは思って、今まさにそういうことが徐々に始まりかけてきているということです。

それから、あと、ご指摘のあった堤防の形は、これ多分余盛りを表現したのか、誤解を受けるといかんで、一応計画堤防高のところを出させていただいて。一般的に、どうし



でも堤防を築造するときには沈下の部分があるので、どうしても若干余裕で積むケースが多いのは多いんです。ただ、計画的にそういうことをしているわけではございませんので、表現としては計画堤防高のところでは切らせていただければと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 森田）

淀川ダムの森田です。お世話になります。

17ページで、天ヶ瀬ダムの堆砂状況で図表等に、という話ございまして、先ほど説明ありましたとおり、堆砂容量ですね、100年間で約600万 $m^3$ 見ておりますので、その中で今ずっと堆砂が溜まっているという状況でございます。堆砂容量というのはダムの底の部分に見ておりますので、必ずしもそこに全て溜まっているかということ、おっしゃるとおり、そういうわけではございませんので、そういうことを含めまして、少し表現の方法を工夫させていただければと思います。

○中谷委員長

ありがとうございます。

委員さん、どうぞ。志藤さん。

○志藤委員

すみません、志藤ですけれども。

先ほど、5ページのところにあるマニュアルのお話とかマップの話をちょっとされてましたけれども、ちょっと気になったのは、こういう住民参加で、水害協さんと一緒に、各自治体さんと一緒にモデル的にこういうふうなマニュアルを作っていくというふうなことをやっておられるというのは良くわかったんですけれども、7ページの方と5ページの方の同じものを提示されて進捗状況の例示をされておられますけれども、僕が気になったのは5ページの方でして、タイトルの方が災害時要援護者というところの文脈になっているんですけれども、これはこのマニュアルを作成する段階とか水害協さんの方で指定されたモデル地区とか指定して進められていく段階の中で、そういう災害時要援護者に該当するような方々が実際に参加したり、あるいはそれらの方々からご意見聴取とかというのはされておられたのかとか、ちょっとそのあたりが気になりまして、教えていただければと思います。

○中谷委員長

はい、どうぞ。

○古市委員

ちょっと今のに関連して、古市なんですけれども。今、志藤委員がおっしゃっていただいた、その5ページのところの対象流域の「田上及び上田上学区」という地区に住んでおる者なんですけれども。

住民の方にもう一つ周知ができてないと、私個人的といいますか、と思います。今後も関係自治体等と連携して検討を進めていくというふうにはおっしゃっていただいているんですけれども、先ほど委員長もおっしゃっていただきましたけど、住民の方の中にそういう周知徹底というのが少し弱いんじゃないかと。実は、この組織そのもの協議会そのものも、私も全然承知を、恥ずかしい話なんですけど、しておらなかったということもありまして。その辺のこと、やはり住民の方にもう少し周知徹底が必要ではないかというふうに思います。

#### ○上田豪委員

今のことなんですけれども、先ほど委員長言われたことは、市民参加した事例がある、あるいはそういうことが始まっているかということじゃなしに、「水防へも市民参加をしていかないかと、自助、共助の時代ということですので、河川事務所の施策として積極的に関連自治体へ、そういう市民参画の形でできたらやってほしいな」という自治体への働きかけがあればいいなという、こういう意味だと思うんですね。そういう意味から、今言われた意見も、いや知らなかったという話も含めてあるのでね、「行政としてはどこがいいですか」ですかという形であれば、それはやはり市民への施策の施しみたいな受身の格好になりますので、市民も参加して、「ここがええんやで」ということを言うていく。ただ、その場所は、「こんなところにつけたけど、結果としてあかんやっただ」ということになったら、参加した地域も一緒になって行政と共に責任を担うという形の参画パターンが今後のあるべき姿かなと思います。ちょっと手間かかるとは思いますが、よろしくお願ひしたいと。

#### ○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

水害に強い地域づくり協議会でマイ防災マップ、佐用のことを踏まえてマイ防災マップがやっぱり要るんじゃないかということで近畿から始めましたので、水害に強い地域づくり協議会で関係自治体、淀川の場合は流域の市町村は全部入ってございますので、お話をさせていただいて徐々に広がってきている。ただ、言われたように、まち歩きしていただいているのが全て自治体職員と河川管理者と住民、それも住民も、どちらかと申しますと自治会委員といわれるような方がやはり集まっていただいて、市の方がここでぜひ1回や

ってみたいというなお話がまず出ませんと、なかなか水害に強い地域づくり協議会でやりましょうとは。ということは、やはり市町村としてもそういうことをやっていくことを通じて非常に、逆に言うと市町村も気にされているところ、場所というのがメインでございまして、どうしても自治会の方にお声をかけて出てきていただいと。そういう意味では、ご指摘がありましたように、参加者の方は当然まち歩きもしたりして、「ここがどうだね」、「だから、こっちやな」と、地域の人が「いや、ここは早く浸かるからあかんよ」とか「だから、こっちからこう逃げた方がいいんちゃう」とかいうのはいただいて作っていくんですけども、なかなか参加していただいてないとわからない部分で。我々も、作成したマイ防災マップをどうやって周知していくか、それは市町村の課題でもあろうかとは思いますが、やはり課題だとは思ってございまして、今後とも少しでもまず増やしていきつつ、そういうところもまた市町村と一緒に考えて参りたいというふうに思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 塚原）

先ほど、特にありました、このマニュアルというのを周知されていないのではないかといいところなんです、先ほど田井中の方から申しあげましたところ、大体うちのところもそういうところは基本的なところ、思っているところなんですけれども。特にこの伝達マニュアルの方におきましては、ここについては、まず特徴としましては、平成25年3月の段階で案を作ったというところがございます。ここに書いてあるんですが、水害協のところで作ったと。これから、これを実際に活用していくというのが大津市になるんですけども、そこで本当にこれを実際のものとして使うかどうかというところ、今検討しているというふうに聞いております。恐らくは、その検討というのをきっちりした上で、それを周知していくというところになろうかと思いますが、その周知というところがなかなか難しいというところがありますので、基本的には市の話ではあるんですけども、我々としても、そこについてはどういうやり方があろうかということは相談していきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○中谷委員長

先ほど志藤委員から指摘があった災害時要援護者の件についてはいかがでしょうか。

○安満委員

それで、合わせて。回答じゃなしに。

○中谷委員長

合わせてですね。安満委員、どうぞ。

○安満委員

安満です。

その災害時要援護者という言葉なんですけどもね、最近、近隣住民のつながりも薄れつつあって、自治会への入会離れもあるんですよ。そういう方の中に要援護者がかなり多数いらっしゃると思うんですけども、その辺も含めて、災害時いかに早く要援護者を救出、避難させるためにも、どこまで要援護者を把握できるか、細かいところまで自治体と検討していただけたらどうかと思うんですが。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

多分、マイ防災マップのときには、さっき言いましたように自治会委員ですので、なかなか、入っておられたかどうかというレアケースではないかなとは思いますが。

ただ、これも例でございますけど、久御山町は確か、これもなかなか悩みながら、どうしても個人情報保護との絡みがあるそうございまして、なかなか要援護者の方を市町村も把握するのに苦慮されているという部分もあるみたいなんです。どうもお話を聞くと、個人情報的なところを市町村としてもなかなかもらえないというか勝手に取れない、あるいはご本人の了解がないといかんとかいうようなので、少し取り組みも若干出始めたりもしていますので、そういうところもご紹介させていただけるかどうか、久御山町とかともご相談しながら、やはり非常にデリケートな話題らしいので、ちょっとその辺も配慮しつつ、できるだけ、Aさん、Bさんになるとなかなか難しい部分もあるみたいでございまして、その辺も含めて今後とも水害に強い地域づくり協議会等でお話はさせていただければ。そういう、少し取り組めへんか、みたいなのを、この前、我々、大体各市町村の水防会議とか、防災会議なんかの委員とかなってますので、そういうところに私たまたま行ったときそんなご議論が少し出て、やっぱり町の方としても委員の方からご指摘出てたんですけど、今どうしようか苦慮しながら、これやったらできないかみたいなのを少し、自主防災会みたいなのだったらどうなのかとか、いろいろこれやったらどうと試行錯誤もされておられるみたいですので、またそういう情報も提供できるのであればしながら、さらに検討して参りたいというように。

○志藤委員

すみません、趣旨は良くわかるんですけども、ここに書かれている観点というのが、

指標というもののところに書かれているのが、災害時要援護者に配慮した避難勧告指示の発令基準の明確化と、それと周知体制、この2つのことをやりましょうということで文脈的には書かれているので、どちらかという、災害時要配慮者がどういうふうに避難すべきなのかとか、いつごろ避難すればいいのかということの一番基本的なガイドラインを各自治体、いわゆる水害協のところに基準として提示していきながら、各自治体が判断しやすい、そしてそれから各市民レベルで行動するときに行動しやすい情報というものをどういうふうに伝えていくのかというのがこの趣旨ではないかなと思うんですね。ですから、マニュアルというのは、ちょっとそういう意味では若干ずれているのではないかなというふうに思います。むしろ、例えば具体的に言うならば、聴覚障害とか視覚障害の方にこういう災害情報とかというのはどういうふうに伝えられるべきなのかとかということを検討するであるとか、接点はあるんですけども、ひとり暮らしのお年寄りであるとか、あるいは認知症のお年寄りであるとかということにはもちろん身近な方々からどういうふうにそういう情報というのが伝えられていくべきなのかということも考慮した内容で、どういうふうな伝達方法とか周知体制を整えるとかということも内容としては協議していただきたいというふうに思うんですけども、緒についたところであるというのは良く理解しましたけれども。ただ、今非常に機運が、危機意識が皆さん高まっておられますので、この機を逃さずに、もう一つ踏み込んだ、この指標に書いてある内容に沿った形での展開をお考えいただけたらなというふうに思います。

それと、もう一つなんですけど、これ実際にやっておられるんですよね、大津市の方ですね。これ、ファシリテートとかって誰がやられたのかとか、例えば研修の進捗、どういうふうな内容で、どういうふうに進められたのかというのが、マニュアルの中に書かれているのかもしれませんが、もうちょっと市民に周知、それこそそれが周知できるような形で情報発信をしていただけたら、多分ね、やることはわかってやり方がわからないんですよね。そのあたりを、市民参加の進め方であるとか避難、こういうマップの作り方であるとか、マップを作るときにどのような配慮とか、どのような方法で進めていくのかということにある程度経験を積んでおられる方とか、こういう人がいますよみたいなことを発信していただけたら、多分ね、より充実した内容になっていくのではないかなというふうに思うんですけども、という意見です。

○上田豪委員

その際にですね、NPOとの連携、特に川に関しては環境のNPOたくさんありまして、

そういう人たちが河川の再生活動とかいろいろやっている、そういうところとの連携ということでね、国の方で進められてきたわけですけども。水防協力団体って全国的にも2つぐらいしかないと、2つぐらいの団体しか認定になってないという状況の中で、水防への市民参画が全然前へ進まないということで、今度は河川協力団体というような水防も含む新しい制度も出てきていますけれども、そのような河川の部門だけではなく、そういう災害弱者とのさまざまな活動を連携しているNPO、それと地域住民と地域の自治体と河川事務所というような形、そこへもっと言えば環境を良くしたいと思っている団体も積極的に市民水防に加わっていくということができれば、今後の目指すべき新しい減災対策につながっていくのかなと思いますので、我々の手の範囲にはないけれども、その外にいる、そういうNPOとの連携というのも、ここらで模索していくべき時期かなという具合に思います。

以上です。

○中谷委員長

須川委員、どうぞ。

○須川委員

志藤委員が言われたような、ちょっと具体的な話もあるんですが、もうちょっと別の視点から、国としてどうなのか、ちょっとお伺いしたいんですが。一番最初に思ったのは、3ページの接続率で、特に流域自治体でつながってないところがあると、民間団体はつながっているけどという話で、じゃどういうところがまだつながってないんだろうかというのがちょっと気になりました。

それから、先ほど、淀川流域では協議会ですか、全市町村入っていただいているけどもとおっしゃってたんで、そうすると、もうちょっと上流の、琵琶湖はまたちょっと事情が違うかもしれませんが、京都府あたりはいったいどういう認識になっているのか、特にやっぱりここ2年ぐらいで河川の危機意識ってすごく府内でも話は聞くわけですけど、自治体はまだまだ姿勢が遅れてるんじゃないかなとちょっと思うんで、そのあたりは淀川流域管理しておられる立場から、現状をどういうふうに把握しておられるのか、ちょっと気になったわけです。やっぱり自治体、本来、だから河川管理者から見て、ここは危険だということはある程度把握しておられるわけでしょうから、本来ならばこの自治体はもっと頑張らんとはいかんはずなのにすごい意識が遅れてるというような、まずその問題があった場合に、何かやっぱり手立てが、情報発信、あんまり直截に言うことは難しいのもし

れませんけど、それを僕らも知って誘導していくようなことが必要になってくるのかなと。やっぱり、それがまず無いとだめやという話が折々あったように思うんですね。それから、要援護者に関しては、細かい内容はいろいろあるんですが、例えば被災が大きい場所で高齢化率が非常に高い地域はどこなんだろうとか、まずそういうような情報把握をして、やっぱりここは特に手当てが必要になるんじゃないかと我々は考えていると、もちろん細かい事情は入ってみないとわからないと思いますけど、やっぱりその程度のことはしていかれると、全く一緒のパターンの内容しか提示されてないというのとはちょっと違ったまとめ方になってくるかなと思いました。そのあたり、細かいプロセスではないんですけど、全体の話ですけど。

○中谷委員長

ありがとうございました。

所長、何かありましたら。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

そしたら、まず京都府域は、先ほどの水害に強い地域づくり協議会、淀川河川事務所管内ですと、大阪府域と京都府域は全ての直轄区間の市町村は全部入っておりまして、例えば4ページ見ていただいたら、まるごとまちごとハザードマップは大半が京都府域で、平成24年度で初めて摂津市で2カ所、逆に進んでいないのは大阪府域なんです。というのは、やっぱり本川の安全度非常に高いので、逆に京都府域は先ほどおっしゃったように南部豪雨もそうですし、その前平成16年もございまして、そういう意味では非常に安全率がまだまだ低い部分もございまして、市町村も非常に、逆に言うとそういう意味では内水被害なんか、寝屋川とか一部のそういうところを除きますと、当然ごく普通の川が内水を起こしちゃいますので、京都府域はですね。というのが、宇治川、木津川、桂川自体の安全率が当然あそこのところでお示しさせていただいているように、今まだ5分の1、10分の1とか20分の1とかそんなオーダーですから、ということはそれだけ流れ、すぐ水位が上がりますんで、流れ込む川も流れ込みにくいというところもありますので、どちらかという京都府域の方が、そういう首長様も含め、当然大阪府域も首長様なんかはあるんですけども、なかなか表示をしようと思うと、ここまで来ましたみたいなのがなかなか大阪府域はそれほどないので、京都府域はやっぱり相当浸かった事例がありますので、そういう意味で、例えば宇治市なんかは70カ所ということで非常に多いのはやっぱり南部豪雨、それから巨椋のあたりとかはちょっとしたゲリラ豪雨でも、当然のことながら床下浸水とか

して、井川流域とかしておりますので、やはりそういう住民意識とのあれはあって、京都府域が遅れているというわけでは決してございません。

○中谷委員長

ありがとうございました。

今もお話出てますように、要援護者の方に対してもやはりどういう状況になるかというのがまずは取っ掛かりとして大事なのかなと思ってます。昨今、避難勧告なりが出るようになりましたが、出てしまうと、その範囲が何万人とかいうことになったりして、そうすると実際どうするのということやと思うんですね。そうすると、今も話が出たように内水被害ということであれば、避難というても変に外へ出ずに自分のところの2階へ上がっておきましょうよとか、何かそういうことだあってあり得る話やと思いますし、やはりその地先地先に細かく、ここはどういう事象が想定されるのでこういう方策ですよねというところをきめ細かくやっていくことが大事なのかなというふうには思っております。

今、説明いただいた資料の前の方の議論が大分進んでおりますけども、その部分でも結構ですし、その他の部分でも何かありましたら、いかがでしょうか。

上田委員、どうぞ。

○上田豪委員

この資料の一番最初のところの説明で「該当無し」の話があったと思う、「猪名川のみ対象」と、「流域における保水・貯留機能確保の内容・貯留量」、それと「土地利用規制・誘導施策の内容」ということで、この2つの話があったと思うんですけども、河川事務所としては、この計画の中には猪名川だけが対象やでということ、淀川、宇治川、琵琶湖は対象外だということなんですけれども、進捗状況の点検だから、そのとおり読んだらこれでいいわけですけども、特に地域委員会ということで、ここで話されたこと等も含めて市民の方も注目される、そんな場ですので、大阪府でやってる分、京都府でやってる分、滋賀県でやってる分があればね、そういうデータは参考資料として載せていくということも1つの方法かなと。流域全体として1つの流域の治水に対応するわけですので、河川事務所としては、国としてはこれだけ対応したよと、国管理はこれだけ対応したよということですけども、その府県からの水も最終淀川に出てくるわけです。それぞれの桂川、木津川、宇治川に出てくるということですので、そういうことも何か参考にしていただければ非常に流域全体としてわかりやすいなというような気がします。寝屋川の総合治水等々に一部関わってきたこともありますのでね。市民の人にそれをしゃべると非常に良



くわかっていただけるということがありますので、決して河川管理者だけでは何もできないよということの証にもなるという具合に思います。

以上です。

○中谷委員長

所長、どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

当然、評価というか点検としてはなかなか難しいんですけど、例えば、例で申しますと、宇治市なんかは学校貯留を少しリーディング的にやられたりしている例もありますので、少し参考。先ほど、そういう意味では今年から始めさせていただいたので、平成24年度はちょっと報告書出てますけど、平成25年度以降ちょっとそういうご紹介できるようないい事例があれば、これは点検とは別に参考として、ここでこないしてこういうのをやってますとか。今、案外、私の知っているのだと、京都市を始め貯水タンクの補助なんていうのをやっておられる市町村がたくさん、私も自宅は1基だけ、2基以降はだめなんですけど、非常に人気が高いと聞いてまして、いわゆる樋から落ちてくるところにつけるやつは、つける時期は別にして早いこと申し込みに行かないと枠がすぐ埋まっちゃうよと聞いたこともございます。そういうことをやられている市町村、多分大阪府域も含めてたくさんあるかと思いますが、そういうなのをご参考に載せさせていただくようなことは、少し今後とも考えて参りたいと思います。

○中谷委員長

ありがとうございました。

○上田豪委員

その際に、参考でこんな事例があるよというだけじゃなしに、大阪府ではこの淀川に出てくる流域でどれだけ貯めてるかとか、京都府域ではどれだけ貯めてるかというようなことを数値的に見れば、もっとわかりやすいかなとも思いまして、その中の事例の1つとして、今所長が言われたようなやつもちょっと入れるということでね、府とかそういう自治体も含めて、資料、データ提出を求めながら、わかりやすく表現していく、公開していくということが大事なかなという具合に思います。

○中谷委員長

ありがとうございました。

今もお話がありましたように、流域一体としての取り組みという観点から、やはりそう

したところも情報を入れながら進めていただけるといいのかなというふうに思います。川はつながっていますので、先ほど来、水害協なりの話もありますけれども、当然、河川管理者である国や関係府県の方ももちろんこの場に同席いただいていますので、そうしたところの情報もうまくやり取りしながら工夫していただければというふうに思います。

他の委員の方々、いかがでしょうか。平山委員、どうぞ。

#### ○平山委員

先ほどのお話少し戻りますが、この委員会では治水についてお話しているので、もちろん水害に対する地域の取り組みなどについて話になるんですが、地域の人が災害について話すときに、なにも水害ばかりではないわけで、地震などいろんな災害について話すと思います。そういうことを考えると、今日は水のことについて話します、今日は地震のことについて話しますというようなことではなくて、災害の種類に特化するものとそうでない話があると思いますので、災害そのものに対してぱっと判断できるようにするには、それらを合わせて地域で話をするのが実用的なのじゃないかと思いました。それに関して、今の時点で、水害の話に参加していない地域の人呼びかける時に他の防災のことを話している団体などにアプローチするということが考えられると思います。以前障害児の避難について考える勉強会をコーディネートしたことがあり、NPOと一言にいても、子育てのことを考えているNPO、障害児の支援をしている団体、福祉施設などもそれぞれに同じテーマで様々なことを考えており、いろいろな視点からアプローチの仕方があるとわかりました。水害について考える場への参加者として、一緒に考えるべき相手がたくさんいるんじゃないかと思いました。

#### ○中谷委員長

例えば、滋賀県の例で言いますと、資料では水害協ということでしたが、滋賀県である部分で作っていたのは、水害土砂災害に強い地域づくり協議会みたいな名前があって、先ほどちょっと話が出たがけ崩れとか、そっち方面も含めてのことにしたりしていますが、今、平山委員ご指摘になったようなところを思い浮かべますと、例えば消防ですと総務省からの縦割りであったりとか、そうすると、市町の部門でも例えば消防は多くが多分総務課というところが所管してて、かたや水害のことになると河川部門がやっていますよというようなことになってきてて、そこを横糸的につなげるのが、そういうところに関わっているNPOとかね、そういうところでつながりが出てくるという、そういうことやと思うのですけど。例えば、今、河川法に基づく河川整備計画の議論をして、その点検をしましょう

という範囲が1つあって、そこをうまく結びつけていこうという接点を見出すのであれば、やっぱり水害協議会ですとか、先ほどから上田委員が指摘されているようなNPOなり、そういうところの関わり、そこら辺をどう有機的に結びつけていくといいのかという、そこら辺やと思うのですが、確かにそれは大事な課題ですが、多分、今そうしたらほなこうしますというのは整備局さんの方もお答えしづらい面もあるのかなというふうにも思いますし、そこら辺は多分この地域委員会でいろいろご提案する大事な部分やと思うので、そうしたところを酌み取っていただきつつ、たちまち今日のところはそういうご意見を出していただいたんで、そういうところも踏まえて工夫していく、例えばNPOの関わりですとか、さっきから出ている何度も言うてます水害協のこととか、その辺の中身をどうアレンジしていくのかなみたいなどの議論をうまく続けていけばいいのかなというふうには思うのですけど。

どうぞ。

#### ○平山委員

今申し上げたのは、実際に研修会、勉強会、マップづくりをするときに参加をお声かけの対象としていろいろ考えられるのではないかというご提案です。

もう一ついいですか。6ページの水防団の高齢化に対する支援の内容のところですけども、実施した内容を見ていると小学生を対象としていることから、水防団の役割を担い得る人を増やそうということに見えます。そういうことを考えたときに、水防団の今されている活動そのものを全部を担える人は難しいかもしれませんが、例えばその活動の中で、これは子供も考えておいた方がいいとか、女性にできる水防の考え方とか家でできることとか、もう少し水防団の役割や機能を細かく見て、誰が何をできそうなのかというところをもう少し具体的に情報提供して、実際にその人たちが協力して水防団の役割を担えるような体制にすると、そういう水防団のされていることが補完といいますか、みんなでちょっとずつ力を出して、その役割を担保しましょうというような考え方もあるかなと思います。それをなぜそう思ったかと言いますと、点検の結果のところ「意識啓発が進められている」とか「普及に努めていく」というふうに書いておられるんですけども、これはとても抽象的です。もう少し誰に対してどういうことを目的にどういう情報を提供したのか等を書き込めるといいのではないかと思います。

#### ○中谷委員長

ご指摘ありがとうございます。確かに定性的表現ではありますが、今も話が出る定量的に

表現するとなると、多分何か水防団が具体的にどんな仕事があるかということをついでに細かく分けて、その横は例えば年齢層で分けていって、例えば子供たち、何かマトリクス的に、この部分なら担えますよみたいなことがあって、たちまちこの部分をこの地域でやりましたみたいな、そういう結果やと何か見えやすいことがあるかもしれませんね。ありがとうございます。

どうぞ。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 岩下）

6ページのところは、指標のところが「水防団の高齢化に対する支援の内容」ということで、まさに今、水防団の方々が、日本全国なんですけれども、高齢化をして、人数も減っていると。ですから、そういう担い手をしっかり増やしていかなきゃいけないということで、今既存のと言ったら変ですけども、今までの枠組みの水防団の活動をする人を増やしていこうというような指標なのかなと。例えば、現在、消防大学校であるとかそういう方に出前講座であるとかやってもらんですけども、今委員の言われたいろんな水防団の活動でも、いろんなセクション、役割というのは細分化すれば、例えば子供の役割であるとか、水防団じゃないけどいわゆる一般の方とか、そういうような方に訴えるというところも重要かと思えます。例えば水防法も改正されて、例えば一般の企業の方も、例えば数年前のタイの大水害を契機として、ああいうサプライチェーンが水害によってそういうところがダメージを受けると全世界の経済が止まっちゃうとかで、要はサプライチェーンの確保のために企業も水防活動に、水防計画を作らしようというところではあるんですけども、いろんな観点で意識啓発、その意識啓発は単に実際に水防活動するだけでなく水防への意識を高め、じゃ実際、企業の施設であるとかもあるので、そういうようなより総合的な啓発というのは進めていきたいなと思えますし、ちょっとこの指標、もっと大きい広い範囲ですけども、そういうのは実際進めていきたいですし、そういう観点のチェックというのも重要なのかなとも思えます。

○中谷委員長

ありがとうございました。

他に、いかがでしょうか。どうぞ、上田委員。

○上田耕二委員

ちょっと時間が無いんで質問でもよろしいですか。

○中谷委員長

どうぞ、どうぞ、結構です。何でもいいです。

○上田耕二委員

上田と申します。

堤防強化でございますが、浸透、浸食、それから天端舗装、スーパー堤防もそれに入るのかわかりませんが、まず一、二点教えてほしいんですが、「側帯整備」という語句がございますが、これも「該当無し」ですが、側帯整備というのはどんなことをされるのが1点と。それから、浸食、浸透というのはある程度わかるんですが、浸食は水衝部とか、あるいは急流部ということに当たると思います。それから、浸透については堤体の材質、透水係数云々とかそういうふうなことで。その天端の舗装というのはどんな基準でされるのかなというか、意味は、堤防を越流したときに、その堤防の筋が流れないようにというふうなことだと思っております。それと、この項だけ地域と調整云々というふうな文言が確か入っておったと思うんです。今後の実施についてですね、地域と調整しながらというふうなことも書かれてあったと思うんですが、堤体の天端を舗装する基準というのか、教えてほしいなと思います。それから、こういう考え方は、例えば木津川にも同じような考え方、とりあえず天端舗装、木津川上流等についてもされるのかどうかということ、この何点かちょっと教えてほしい。

○中谷委員長

お答えいただけますか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

まず、側帯と申しますものは、いわゆる堤防の定規断面というか、先ほど委員長が言われた定規断面の堤内地側、いわゆる人の住んでおられる側に、余剰地なんかが一連でこうなったときに土砂を備蓄するようなのを造るケースがあるんです。例えば水防活動していただくのに、どうしても土嚢を作りますけれども、土嚢を作ろうと思ったら土砂が要りますので、堤防を壊して土砂は造れないので、堤防のそういうところに側帯という形で、用地買収をしたときに、ほんの薄い一皮だけお残しできないとかいうときには、そういうところに備蓄土を溜めておいて、水防活動のときにそういうところの土を取って、運んで、土嚢作りの土砂に使っていただくとか、いわゆる側帯というのは土砂の備蓄場所と思っていただいたら。それも1種側帯、2種側帯とか、規模とかにもよってあるんですけど。いわゆる水防活動用の、災害ですと、よくブロックみたいな三角形みたいなああいうやつとか、いろんなそういう水防資材を備蓄しておるんですけど、土砂を備蓄している場所だと、

一番簡単に考えていただければそうやというようなことです。

それから、堤防天端の舗装は、基本的に浸食もありますけど浸透ということで、雨が天端からも流れ込んだりとか、あるいは当然勾配がついてますんで、天端の浸食防止みたいなもの兼ねてさせていただいてます。ただ、地元と調整しつつというのは、天端のいろいろなご利用がありますので、そういう利用との調整みたいなやつも必要となる場合もあります。当然そうすると自転車の方が増えたりとか、そういうこともございますので、いわゆる側帯ですとか、堤防強化というのは法面で、堤防の法でやりますので余りございませんですけど、あるいはそういうようなものもございますので地元とも調整しつつという。逆に、舗装すると、どうしても道路として通りたいみたいなお話も出たりして、ただ河川管理者としては道路的な機能は一般的に持たないので、例えば地域の市町村なんかは市道に認定していただけないんだったら、舗装自体が逆にできないみたいなところもあつたりもしますので、そういう意味で地域といろいろご相談しながらやらさせていただいているということで。

○中谷委員長

上流は、ちょっと。

○河川管理者（近畿地方整備局 木津川上流河川事務所長 三上）

木津川上流の三上でございます。

木津川上流ではどういう状態かというお話だったと思いますけれども、今現在整備を進めてございます上野遊水地関連の築堤等、割と新たに堤防を築いていっているところがございます。そこに関しましては、特に堤防高も高いですし、新設ということもありまして、雨の浸透よっての破壊を防ぐという意味で、基本的には堤防天端の方は舗装していくという方針でどんどん進めております。ただし、既設の堤防あるいは堤防の高さがそれほど高くないところに関しましては、重要度と申しますか、優先度と申しますか、そういった意味では少し後になるかと思っておりますけれども、それぞれの場所に応じて、その重要度等を考えながら、堤防天端の舗装も整備の方を進めていきたいという方針で今現在やっております。

○中谷委員長

上田委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

そしたら、今ほど議論を進めてきて、そろそろ時間が気になり出してきました。他の委

員の皆様、何かありましたら。古市委員、どうぞ。

○古市委員

古市です。

治水ということで、今、危機管理体制の構築の件につきましてはそれぞれ議論いただいて、住民にとか、あるいは行政に周知とか進めていただけるようなんですけども、それ以下の堤防強化の実施とか川の中の洪水を安全に流下させるための対策、いろいろ土砂対策含め、こういう部分につきまして、もう少し住民も含めていろいろな形で説明をしていただければと思います。特に思いましたのは、先日の台風18号の件のときなんですけれども、大戸川流域に住む者は非常に大きな被害を受けたわけです。そういう中で、早々に、これは非常にありがたい話だったんですが、その大戸川工事事務所さんの方から、もしダムができておれば、こういう災害はだいぶ防げたのではないかというふうなメッセージとかです。他にもそういうふうな地域住民にいろんな形で、それぞれ天ヶ瀬も含めていろいろ宇治の方にも被害が出ておりますが、そういうときにいろんな、すぐに対応できるようなメッセージというのが、そういうのがお願いできたらなというふうに思います。

○中谷委員長

今、古市委員からありましたが、その件に関して整備局さんの方から何かありますか、特にホームページなりで今も話があったように公開をさせていただいてますが。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 岩下）

そうですね、今回の水害ということだけではないんですけれども、河川の整備、改修もそうですし、施設とかも、そういう被害、雨が降ったときに役立つというような形でございますので、じゃ実際そういうような雨が降ったときにどのような効果があったのか、あるとか、どういうことであったのかというのは、今委員の方からもありましたように、なるべくリアルタイムといいますか、なるべく間髪置かずにとというようなことでもありますので、我々としてもなるべく早くにその辺を把握して、例えばホームページであるとか、そういうようなところで周知をしていく、ホームページだけではなくて、いろんなものを使ってということも考えていますし、今回の台風18号でも取り組みをさせていただいたというようなことでございます。ただ、まだまだよりもっと早く、より詳しくというようなところはあるかと思っておりますので、その辺は努力をしていきたいと思っております。

○中谷委員長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。安満委員、どうぞ。

○安満委員

緊急用河川敷道路についてなんですけども、ちょっと簡単で申しわけ無いんですが、運用計画、実際の災害時の運用計画等はされているのか、ちょっと教えていただきたいなと思います。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

緊急用河川敷道路は、基本的に、地震時に、いわゆる主要幹線とかにつきましては落下物ですとかいろんなものによってなかなか緊急車両が通れないようなことが想定されるので、そういうときに緊急用河川敷道路ですと、そういう落下物とかは何にも周りにありませんので、緊急物資の輸送とか、あるいは救急車、災害時用のそういう車両が通れるようにということで、こういう形で、新北野の地区の絵が出てると思うんですけど、整備をさせていただいているので、今、出入りの場所も坂路等も、当然公園とかそういうのもあって、これは平成24年度のときはこうなんですけど、平成25年度のときは少し船着き場も含めて耐震をとか、坂路の耐震、必要なところはしたりとかもしてございますので、運用基準としては、そういう一般の人がお車で通るというよりは緊急物資ですとか、あるいは帰宅困難者なんかの人を運ぶとか、災害の負傷者をドクターヘリで運ぶために当然ヘリポートも河川敷にはたくさんありますので、そういうなのをするとか、どちらかという防災のそういう車両に通っていただくということで整備をさせていただいているというものでございます。

○中谷委員長

安満委員、よろしいでしょうか。お答えありがとうございました。

いろいろ説明をお伺いしてきましたが、あとちょっとすいません、私から2点ほど。河道掘削なり改修の仕事が進められてますけども、特に宇治の塔の島地区ですとか天ヶ瀬の再開発については場所設定も小さな範囲の仕事なので、前回、前々回か、初めのころにちょっと私申し上げたんですけど、進捗の点検はこうやっっているいろいろと説明を聞きながらやるんですけど、そうした仕事はいつごろまでにやるよということも併せてお示しいただけるといいなということは前にも申し上げたと思うのですが、特に今2つ申し上げた宇治に関係するところの仕事がいつごろの目処であるかということところが、もし今お答えいただけるのでしたらお願いしたいなと思うのですが、いかがでしょうか。いつごろまでにといいぐらいのレベルの話なんですけど。



○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

まず、塔の島は、今、平成27年度、本当に頑張ってさせていただいている最中ですので、というところではございますけれども。

○河川管理者（近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所長 塚原）

天ヶ瀬ダム再開発事業、まさに今本体の工事の方を行っております。あと数年で完成の方させていただきたい、そういう考えでございます。

以上です。

○中谷委員長

ありがとうございます。

委員の皆さん、他にいかがでしょうか。治水の話は今日ということでしたが、今日だけではありませんし、改めてまたということであれば次回にお話しいただいても結構なので、ちょっと時間のこともありますので、一旦ここで議事の3に関しては、一旦切らせていただきたいと思いますと思うのですが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

そうしましたら、あとちょっと整備局さんの方で資料を用意していただいておりますので、平成25年の台風18号、ちょっと時間もなんなんですが、許される範囲で説明でいただけたらと思います。

#### 4) その他

##### ・平成25年台風18号災害概要について

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 岩下）

では、資料といたしまして、右肩に小さい字なんですけれども、参考資料-1という資料で「平成25年台風18号災害概要」、こちらのパンフといたしますか、そちらを少し説明させていただきます。

皆さん御存じのとおり、昨年9月、台風18号、近畿全体に大変な雨といたしますか、被害ももたらしたわけなんですけれども、1枚表紙をめくっていただきまして、1ページ目見ていただきたいんですけれども、左側のところ、これは赤いところとか黒いところというのが非常に累積雨量が多かったところでございます。近畿全体が真っ赤とか真っ黒という形がわかるかと思えます。特に北の滋賀あるいは京都、そして福井の嶺南のところですね、ここが非常に真っ赤、真っ黒というところで、気象庁の方で初めての大雨特別警報が発令されて、その3府県のアメダスの観測地点42地点のうち、24時間の最大降雨量で18地点、2日降雨量で15地点というのが観測史上1位を更新したというようなところがございます。

ますので、相当雨が降ったというところがございます。

右側の2ページ目を見ていただくように、これは直轄の河川のところを少し太めに描いてございますけれども、この色がついているところというのが非常に水位が上がったというようなところで、計画高水位を超えた河川についても出ているというところがございます。直轄関連で言いますと、約4000戸の浸水被害が発生したというような、非常に大きな被害を及ぼした台風でございました。

1枚めくっていただきまして3ページ、4ページ目。こちらが全体のいろんな種類と言ったら変なんですけれども、各地の浸水の被害の状況、堤防決壊があったり、あるいは氾濫して田畑が水に浸かっていたりというような、各地で被害があったというところがございます。

もう一枚めくっていただきまして、5ページ目から、特に被害の大きかった京都府の由良川、そして桂川のところを簡単にご紹介しますけれども、まず由良川でございまして、川を流れる流量、福知山のところのポイントで言いますと、昭和34年の洪水を超えるような非常に大きい流量を観測したというところで、こちら右側の6ページ目を見ていただいて、この薄いブルーのところは実は浸水したところがございます。その中に細く、深緑といますか、というところがふだんの川といますか、ふだん水が流れているところですけども、そこを大きく中流から下流にかけて水が越流といますか、浸水しているということがわかるかと思えます。浸水戸数で言えば、本当に4000戸に近いような、3800戸を超えるような本当に大きい被害であったと。

次の7ページ、8ページ目、こちらが航空写真でございまして、ちょうど下流部につきましては山の間、山間を流れるような川でございまして、そこはその周りに田んぼであるとか、あるいは家があるわけですけども、そういうところが全部水に浸かったというような状況でございまして。

11ページ目、12ページ目を見ていただきたいんですけども、由良川につきましては、今年の水害のちょうど9年前に、平成16年にも同じ台風で被害を受けました。それを受けて、下流部におきましては緊急水防災対策というものを実施しておりました。ちょうど来年完成を目処に事業を進めていたわけでございます。事業メニューといたしましては、家を嵩上げするであるとか、集落を輪中堤という形で堤防で周りを囲んで、水が来ても輪中堤で守るというようなことを進めてございました。12ページ見ていただくと、黒いところは既に堤防を造っていたんですけども、この緑のところあるいはオレンジのところにつ

いてはまだ未整備あるいは暫定的なところでございました。そういうようなところから水が浸かって、また被害に遭ってしまったというようなところでございます。

この被害を受けまして、ちょうど11月の下旬に記者発表させていただいたんですけれども、緊急治水対策という形で、由良川について、今年度の6月に新しい整備計画を作ったわけですが、その一部について概ね10年で仕上げるというような形、そして特に被害が大きかったところについては5年くらいを目処に、概ね5年で事業を進めるという形で緊急的な水害対策というのを打ち出し、そして進めているというようなところでございます。

そして、15ページ目を見ていただきたいんですが、これは淀川関係の、特に桂川なんですけれども、ちょうど由良川の源流域と桂川の源流域っていうのは背中合わせのところになるわけですが、桂川でもその上流かなり降りました。そこで、右側、16ページ見ていただくように、上は渡月橋なんですけれども、これはちょうど16日の午前9時ごろの写真なんですけれども、朝のニュース番組でもこの映像がかなり流れて、桂川で出水があったというようなことが全国的にも知られたわけでございます。この嵐山の地域についても93戸の浸水被害が発生して、観光地ですけれども泥沼化したような形になりました。ただ、桂川の上流には日吉ダムがございまして、日吉ダムも上で洪水を貯めて、今回もし日吉ダムがなかったらというような形で計算したところ、この16ページの下ですけれども、浸水戸数が倍ぐらいに増えていたんじゃないかというような計算結果も示してございます。

ただ、この嵐山のところにつきましては堤防があるようなところではなくて、その次のページの17ページ、18ページ目。こちらが桂川のもう少し下流のところの合流点から7kmくらいのところなんですけれども、ちょうど久我橋の下流のところでございます。こちらにつきましては堤防がある、有堤区間でございますけれども、こちらについては堤防から水が越流しているような状況になりました。最大時には400m区間ぐら이가越水したというような状況でございます。それがもう少し長く続けば、最悪破堤とかいうような形になったのかと思います。こちら、自衛隊であるとか水防団が一生懸命、先ほども水防団の議論ありましたけれども、水防活動をして土嚢で水を食いとめたようなこと、そしてまた先ほどの日吉ダムの効果であるとかその辺もあって、なんとか越水はしましたけれども堤防が壊れるということにはなりませんでした。

次、19ページを見ていただきますと、もしその地点で堤防が破堤していたらというような仮定の計算をしてみました。そうしますと、浸水面積あるいは床上浸水、そして床下浸

水併せますと大体1万世帯ぐらいが浸かってしまう、一番深いところだと4mを超えるような深さのところまでなってしまったらというように試算も出ています。こういうような最悪のケースには至らなかったというところがございます。

21ページ、22ページ見ていただきたいんですけども、淀川水系三川、桂川、宇治川そして木津川でございますけれども、上流に琵琶湖を筆頭といたしまして洪水調節施設といえますか、貯めものがございます。今回、日吉ダム、先ほど簡単に紹介しましたけれども、あと天ヶ瀬ダム、そして木津川の上流でも水資源機構の複数のダムがございます。今回ちょうど三川合流のところの水位がずっと下がらずに上がっていましたので、それで桂川のところでも越流したというような状況でございました。その上の貯めもの、日吉ダムに限らず天ヶ瀬ダムあるいは木津川の上流のダムにつきましても、下流に水を流さないで、下流の水位をなるべく上げないようにするという形で、ダムに一生懸命貯めたというような状況でございます。その航空写真を見ていただくと、本当に水を貯めているということがわかるかと思います。

先ほど、委員の方からも、そういう施設の効果というようなことを早くお知らせするという必要性というご意見をいただきましたけれども、39ページ、40ページちょっとめくっていただきたいんですけども、こちらの天ヶ瀬ダムにつきましても洪水のピークをカットした、そして日吉ダムにつきましても、本来ダムがなかったら、ダム地点でこういうような流量があったところ、ダムでピークをカットし、大体ピークのところで9割ぐらいをカットしたと。それで、先ほどの嵐山地点ですと、大体50cmぐらいの効果で水位を下げられたのではないかとというような形で推定しているというところがございます。

その次のページの41ページ、42ページは、木津川系のダムで統合運用等もして水を貯めたというようなところがございます。先ほど、こういうような施設の効果というところについて、我々こういうような形でまとめ、こういうような資料でホームページに載せてしたりとか、あるいはなるべく早めにこういうような事実経過を、事実あるいは計算結果等を記者発表して広報するとか、そういうようなところを進めているというようなところがございます。

それと、25ページ、26ページでございますけれども、淀川の宇治川の出水、そして木津川の出水、そして本川の出水というところで航空写真が載っておりますけれども、本川のところにつきましては、ちょうど右側がふだんの川の流れで、左側が出水の16日の航空写真でございますけれども、約30年ぶりぐらいに本格的に高水敷に載るような出水であっ

たというところが、この航空写真からもわかるかと思えます。

その他、淀川あるいは由良川の説明をしましたがけれども、近畿一円相当雨が降りましたので、例えば33ページ、34ページ見ていただきますと、他のいわゆる直轄河川以外の府県の管理されている河川にもかなり水が流れ、中には福井の方に流れている北川水系の野木川であるとか、あるいは滋賀県の金勝川、京都府の本梅川などでは堤防が決壊するような被害も多く出たというようなところでございます。

その後の35ページ以降は、例えば河川の改修であるとか、あるいは放水路がこの洪水でどの程度効果があったのかというのを試算してますので、それを載せているというものでございます。

以上が台風18号の概要でございます。

その他に資料といたしまして、11月29日の記者発表資料も一緒につけているんですけども、先ほど由良川について、今回の出水を受けて緊急治水対策というのを発表したというふうに説明させていただきましたけれども、資料でございますでしょうか。多分、一番下についているかと思えます。桂川につきましても、緊急的な治水対策という形で同じく、合流点から上流の直轄上流間までを緊急対策特定区間と位置づけまして、緊急対策を実施するという形で発表させていただきました。台風18号の今回の洪水と同等の規模の洪水が発生しても堤防から越水を防止するために河道掘削等を実施するという形、そして先ほどの嵐山地区につきましては、緊急的な堆積土砂の撤去、あるいはここは観光地で景観等が非常に重要なところでございますので、そこに影響の無い対策というものを専門家のご意見を聞きながら順次実施していくという形を、概ね5年という形で進めていくという形で発表させていただいたところでございます。今年推進費をいただいておりますので、今年できる分からやっていくという形で進めていくというところでございます。

以上、台風18号の近畿管内の被害の概要の簡単な説明、そして緊急治水対策について報告をさせていただきました。以上でございます。

○中谷委員長

説明ありがとうございました。

委員の皆様、特にこの点だけはというようなところがありましたらお伺いいたしますが、よろしいでしょうか。

○上田豪委員

2点。1つ、ちょっと耳にしたんですけども、この39ページと20何ページありまして、

天ヶ瀬ダムの流入量、放流量の図が、グラフがあるんですけども、ちょっと耳にしたんですけど、どうも放流を早めにしなくて貯めたので、最後で一挙に放らないかんようになったと、そのことが桂川の方にまで影響して、逆流するというか湛水して、桂川の嵐山に影響したと違うかというような話をちょっと耳にしたので、その辺のことについてどうなのかというのが1点聞きたい。

それから、今、最後に説明されました由良川の方ですね。これは由良川ですから、ここに諮問しないということ、河川整備計画の前倒しということは変更になるので、これは由良川ですからいいよと、こういうことなんですかね。一応そういうこと、すみません、よろしくをお願いします。

○中谷委員長

そしたら、今の点についてお答えください。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 森田）

淀川ダムの森田です。

天ヶ瀬ダムの操作につきまして、39ページを見ていただきまして、今ご指摘いただきましたけれども、洪水開始の段階で確かに降雨の予測等を行いまして、それからそこから出てくる流出の予測なんかを行いまして、放流を始める時間等を定めるんですけども、非常に立ち上がりがあったということで、予測以上に出てきたという話、あるいは放流前には巡視等を行ったり、あるいは放流連絡というのを地元等に行っております。こういった手続も含めまして実施した結果として、若干洪水が始まったときにまだ放流ができなかったというのは事実ございますけれども、与えられた条件の中で規則に基づいて実施したというふうに思っております。

それから、非常に降雨が激しく長く続いたということもございますけれども、そういった中で洪水調節したわけですが、ご覧のとおり、流入量を上回るような放流というのは実施しておりませんし、特にこれが桂川に悪い影響を及ぼしたというようなことは考えてないんですけども。

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 岩下）

由良川の件でございますけれども、由良川につきましては今年の6月に整備計画を改定させていただいたんですけども、ちょっと前倒しという言葉が良くないのかもしれませんが、整備計画の中身についてやれるものを早くやるというところがございますので、整備計画の中身を別に変えるというところではないんです。

○中谷委員長

上田委員、よろしいでしょうか。

○上田耕二委員

先ほどのご説明で調査官の方からお話がありまして、私はくどいですが、この進捗点検でダム洪水調節をやられたということも先ほども聞きました。それから、この効果の試算例なんですけど、これは本当にね、できればですよ、該当の首長とか、あるいはそれぞれ地方に議員がおりますが、議員を寄せて勉強会をするとか、あるいは出前講座でこの効果の試算例を本当に知らして欲しいと思います。いろんな形で住民に直に、直に住民に出ていくというのは無理ですので、やっぱり首長とか議会の方へこういった効果の試算例をPRしてほしい、それは記者発表も結構ですけれども、それをお願いをいたします。ちょっとくどいですが、すみません。

○中谷委員長

そこはもう整備局さんも真摯に受けとめていただいて、よろしくをお願いいたします。他にいかがでしょうか。

そうしましたら、委員間での議論はここまでにさせていただきます。次、遅くなりましたが、傍聴に来ていただいている方のご発言をいただく時間とします。時間の都合もございまして、お一方3分以内にしていただいて、お願いをいたします。発言ご希望の方はいらっしゃいますか。

そしたら、お二方いらっしゃいますので、前の方の方から順次お願いいたします。

○傍聴者（千代延）

千代延と申します。

3点お願いします。資料-3の進捗点検結果説明の中の9ページの堤防強化の実施ですが、指標が「HWL以下の浸透、浸食対策実施内容・延長」ということになってますから、これは計画からいうとHWL以下ということになっておるので、ここではどうにもならないかもしれませんが、HWL以下という都合のいいレベルで洪水が止まればいいんですけども、さっきの台風18号でもHWLを超えた堤防はたくさんあります。ですから、ここはHWL以下でなくて、HWLの上の余裕高と言われる部分の、これについても同じ工事をするんですからね、浸透、侵食対策を同時におやりになるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。これが1つです。

2番目は、ページ15の高規格堤防、スーパー堤防ですね。これもともとがコストが非常

に高いということと、完成がいつになるかわからないと、いろんな事情があって進捗が遅いわけですね。それで見直しを言われておったわけですがけれども、この87.3ですか、873ということはないから87.3ですね、これを12kmに短縮したということですが、もともとの問題、コストが非常に高いと、1 m当たり何千万というのがあったと思うんですけども、それとか完成時期がいつになるかわからないということですが、今でも少なくとも目処をいつにするとかいうようなものは無いのでしょうか。このことについてお尋ねします。

もう一点は、ページ17の天ヶ瀬ダムの堆砂率ですが、これは補足説明がありましたけれども、堆砂率76%で、必ずしも堆砂容量、都合良く堆砂容量のところへ堆砂してるのではなくて、あれ多分半分ぐらいは有効貯水容量の中にあつたんじゃないかと思うんですけども、これは当分何もされないつもりですか、何か対策を考えていらっしゃるのか。この3点です。よろしくお願ひします。

○中谷委員長

もうお一方、お願ひいたします。

○傍聴者（木村）

木村と申します。

今回、台風18号で大変な被害が起こっているんですが、この問題について流域委員会としてやはりもう少し審議していただく必要があるんじゃないかと思ひます。これだけの問題が起こりながら、治水について議論しましたとは言えませんが、流域委員会内での議論が必要ではないかということです。特に今回問題になっているような、例えば瀬田川の洗堰の全閉をやりましたわね、これはどうだったのか、その影響はどうだったのかというのはちゃんと説明を求めて、流域委員会内で審議していただきたいです。それから、先ほどちょっと出ましたけれども天ヶ瀬ダムの問題ですね、私の聞いたところによりますと、合計の雨量が150mmに達したら予備放流をすると、ところが合計雨量が149mmだった、1 mm足らなかった、だから予備放流をしなかったということを知っています。こんなことでいいのかという、1つは問題あります。雨量なんていうのは、10m離れりゃ1 mmぐらいは差が出てくるんです。にもかかわらず、そういう判断をしたために予備放流が遅れた。その結果、大量放流をしたわけですね、1,160m<sup>3</sup>/sですか、50m<sup>3</sup>/sですか、その結果、観月橋付近が大変な危機的な状況に陥ってるんです。堤防天端まであと1 m、漏水箇所十数カ所で漏水、当然月の輪工法をやっている場所も何カ所かあります、複数箇所です。そういう



状況になっているんです。そういう状況になっているのに、流域委員会としては目をつむって審議しました、報告しましたということで私は済まされないと思うし、そんなことやってたら、治水として、流域委員会は治水を審議しましたなんてことはとてもじゃないけど言えないことだと思います。その他にもいろんな問題が起こってるんです。だから、この問題についてきちっと説明を求めて議論してください、流域委員会として。ダムの効果ということが出てますけども、本当に効果があったのかというところもちゃんとチェックすべきだと思います。その辺、よろしく願いいたします。これは流域委員会に対する要望です。

○中谷委員長

傍聴の方からご意見を伺いました。後にご発言された方は流域委員会への要望とおっしゃいましたが、今日は治水面の議論ということで2時間ほどの時間進めさせていただきました。私自身も、これで進捗点検はパーフェクトに終わったという、そういうつもりもありませんし、委員の皆様方も、今のご発言なりをお聞きになり、また今日説明を聞きましただけけれども、いろいろ思うところがあるかもしれません。ですから、今のご発言も踏まえて、今日で最後ということではございませんので、河川管理者さんの方でもいろいろなことに答えるような、資料に工夫もしていただいて、また次の機会にということに今日のところはさせていただきます。

それでは、時間参りましたので。

○傍聴者（千代延）

最初の質問、なし、答え。何のために発言さすんですか。今答えられないような不適切な質問なら、それはそう言うてもうたらよろしい。何にも無いということ無いでしょう。そんな運営、無責任でしょう。

○中谷委員長

今ご発言ございましたけれども、ただ、今もありましたように、この場でお答えするというものでも無いと思いますし。

○傍聴者（千代延）

河川管理者がそう言うてるんですか、あなたがそう思うとるだけと違うんですか。時間が無いから次にさせてほしいとか、何かちゃんと納得できること言うてくださいよ。

○中谷委員長

そしたら、今そういう傍聴者さんからご発言がありました。後の方については流域委員

会にということでしたが、まず千代延さんがお話いただいた件について、整備局さんとしてはいかがでしょうか。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川河川事務所長 田井中）

そしたら、まず9ページの件ですけれども、これはいわゆる堤防強化をするかどうかというのを計画高水位までの水でどこが必要な箇所かということでやらさせていただきますので、対策自体は、浸食にしても張芝も計画高水位までしておりますし、浸透についても対策は計画高水位で切っているということではございません。ただ、どこをやるかというのに計画高水位を1つの照査外水位とさせていただいているということです。

それから、2つ目のいつごろまでかかるのかということにつきましては、先ほど申しましたように、当然のことながら堤内地の整備と併せてやっていくものでございますので、できるだけまちづくりと連携がスムーズにできるところから順次始めたいと思いますけれども、そこについては、例えば建て替えとか区画整理とか都市再開発、いろんなことの、逆に堤内地側、地域側の動きというのにも影響されますので、今のところいつまでというような、そこまではまだ持ってありません。

以上です。

○河川管理者（近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所長 森田）

天ヶ瀬ダムの堆砂につきましては、先ほど委員の方からもご質問ありましたけれども、天ヶ瀬に関しましては堆砂容量を取っております、その中にかかなりの量が堆砂しております。今ご指摘あったように全ての量、有効容量に全く貯めてないかということ、そういうことではありません。ある程度は有効容量の部分で堆砂しているのは事実でございますが、それが半分もあるかということとそんな量ではなくて、ほとんどが堆砂容量内に収まっているのは事実でございますので、それはまたデータ整理しまして、またお示しできればと思っております。

○傍聴者（千代延）

ありがとうございました。

○中谷委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、進行、私の役目はここまでとさせていただきます、事務局へお返しします。

○上田耕二委員

すみません。

○中谷委員長

上田委員、どうぞ。

○上田耕二委員

委員長、1点お願いがあるんですが、要望があるんですが。この我々に、まあホームページを見たらわかるんかわかりませんが、できましたら当該年度の予算を少し配布できる範囲、簡単なもので結構ですので、ちょっとお配りいただいて、少しご説明をいただけたらと思うんですが、できる範囲で結構ですし、ご検討いただけたらと思います。今年度の場合は第1回目が1月ということでしたので、少しタイミングはどうかと思うんですが、できたら当該年度の1回目あたりに前年度と比較したような簡単な予算を教えてくださいましたらと思うんですけど、私はそう思います。他の委員さん、あるいは委員長にお任せしますけども。

○中谷委員長

はい、わかりました。今そういう意見賜りましたので、そこはちょっとどれだけ出してどういう入りのものということもあろうかと思っておりますので、一度河川管理者さんと打ち合わせさせていただき、また専門家委員会の方との関係もございますので、そこは両委員長とまた管理者の方と相談させていただいた上で判断させていただきます。そのようにお願いいたします。

それでは、事務局お願いします。

### 3. 閉会

○河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川計画課 課長補佐 成宮）

どうもありがとうございました。本日の議事録は事務局でとりまとめをさせていただきます。各委員にご確認をいただいた後にホームページで公開させていただきます。それから、次回委員会の日程につきましては後日調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、資料の方ですけども、本日ボリュームがたくさんになってございますので、もしよろしければこちらの方で後日送付させていただきますので、机の上にそのまま置いていただければと思います。もちろん、お持ち帰りいただいても結構でございます。

それでは、これをもちまして平成25年度淀川水系流域委員会地域委員会の第1回を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

[午後 5時37分 閉会]